

災害時に必要な物資の備蓄に関する

行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 27 年 7 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

平成 25 年 12 月に公表された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）によれば、マグニチュード 7 クラスの首都直下地震は、今後 30 年間に 70% の確率で発生するとされており、そのほか、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合にも、甚大な人的・物的被害があると想定されている。

そうした際、初動対応（発災後おおむね 10 時間）から初期対応（発災後おおむね 100 時間）を迅速・的確に行うためには、中央省庁等の首都中枢機能を確保することが不可欠である。また、国の地方支分部局等は、その管轄区域において、平常時から国家機能、国民生活等に係る重要な業務を担っていることから、大規模地震により被災した場合においても、その役割を適切に果たすことが求められる。そのため、「防災基本計画」（昭和 38 年 6 月中央防災会議決定。平成 27 年 3 月最終修正）や「大規模地震防災・減災対策大綱」（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）等において、国は、非常時優先業務に必要な執行体制等を明らかにした業務継続計画を策定し、災害時の業務継続性を確保することとされている。

各府省では、「中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版」（平成 19 年 6 月内閣府）や「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）等に基づき、業務継続計画を策定しており、その実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水等の備蓄等を推進し、執務可能な環境をあらかじめ確保しておく必要がある。

また、東日本大震災の際には、首都圏において約 515 万人の帰宅困難者が発生した（内閣府推計）とされており、大規模な地震等による災害が発生した場合、大都市圏では、多数の帰宅困難者の発生が予想される。その場合、官庁施設においても、地域の一員としての共助の取組の観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、帰宅困難者を受け入れることが想定されることから、業務継続計画等に基づき、帰宅困難者に必要な食料、飲料水等の物資を備蓄しておく必要がある。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



## 目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 災害時における国の業務継続の必要性等	2
2 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進	17
3 帰宅困難者の受入対策の推進	28
4 備蓄物資の保管の適正化等	52

## 目 次

### 1 災害時における国の業務継続の必要性等

表1-(1)-① 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）〈抜粋〉	4
表1-(1)-② 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）〈抜粋〉	6
表1-(1)-③ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定） 〈抜粋〉	7
表1-(1)-④ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定） 〈抜粋〉	8
表1-(1)-⑤ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定） 〈抜粋〉	9
表1-(1)-⑥ 大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月中央防災会議決定） 〈抜粋〉	11
表1-(1)-⑦ 防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定。平成27年3月最終修正） 〈抜粋〉	13
表1-(1)-⑧ 地方支分部局等の業務継続計画策定について（平成21年10月9日中央省庁業務継続連絡調整会議申し合わせ）〈抜粋〉	14
表1-(2)-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）〈抜粋〉	15

### 2 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

表2-① 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次）（平成24年5月29日首都直下地震対策局長級会議申し合わせ）〈抜粋〉	19
表2-② 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定） 〈抜粋〉	19
表2-③ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定）〈抜粋〉	21
表2-④ 業務継続計画等において備蓄の目標量を具体的に定めている例、上部機関が下部機関分を含めて目標量を定めている例	22

表2-⑤ 備蓄の目標量が定められていない例	24
表2-⑥ 既に目標量を備蓄しており、賞味期限を勘案した調達計画を策定している例	26
表2-⑦ 目標量を満たす時期が未定となっている例	27

### 3 帰宅困難者の受入対策の推進

表3-① 中央防災会議における帰宅困難者数の想定	31
表3-② 地方公共団体において帰宅困難者数を想定している例	32
表3-(1)-① 業務継続計画等における来庁者の帰宅困難者の対応方針の規定状況	34
表3-(1)-② 調査対象機関が入居している庁舎の概要	34
表3-(1)-③ 業務継続計画等における庁舎外帰宅困難者の対応方針の規定状況	34
表3-(1)-④ 業務継続計画等において帰宅困難者の対応方針を規定している例	35
表3-(1)-⑤ 業務継続計画等において来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない例	36
表3-(1)-⑥ 業務継続計画等において庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない例	37
表3-(2)-ア-① 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定） ＜抜粋＞	38
表3-(2)-ア-② 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次） （平成24年5月29日首都直下地震対策局長級会議申合せ）＜抜粋＞	38
表3-(2)-ア-③ 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成27年2月20日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）＜抜粋＞	39
表3-(2)-ア-④ 帰宅困難者の受入場所等の設定状況	41
表3-(2)-ア-⑤ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等を定めている例	41
表3-(2)-ア-⑥ 帰宅困難者の対応マニュアルを策定している例	41
表3-(2)-ア-⑦ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等が明確に定められていない例	42
表3-(2)-イ-① 帰宅困難者の受入れに係る地方公共団体との協定を締結している例	43
表3-(2)-イ-② 帰宅困難者の受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている例	43

表3-(2)-イ-③ 帰宅困難者の受入れに係る地方公共団体との連携が行われて いない例	44
表3-(2)-イ-④ 国の庁舎における帰宅困難者の受入れに関する地方公共団体の主な 意見	45
表3-(2)-ウ-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日首 都直下地震帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞	46
表3-(2)-ウ-② 帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄状況	47
表3-(2)-ウ-③ 業務継続計画等において帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定め ている例	47
表3-(2)-ウ-④ 帰宅困難者分の物資について調達計画を策定している例	48
表3-(2)-ウ-⑤ 帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量が定められていない例	49
表3-(2)-ウ-⑥ 帰宅困難者分の物資の備蓄について目標量を満たす時期が未定と なっている例	51

#### 4 備蓄物資の保管の適正化等

表4-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日首都直下地震 帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞	54
表4-② 中央省庁業務継続ガイドライン第1版（平成19年6月内閣府）＜抜粋＞	55
表4-③ 備蓄物資を各階又は各課室に分散させて保管している例や、過去の災害を踏ま え保管場所を執務室の近くに変更した例	56
表4-④ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送する手段を確保している例	56
表4-⑤ 備蓄物資の賞味期限や数量を適切に管理するための措置を講じている例	57
表4-⑥ 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例	58
表4-⑦ 高層庁舎において執務室等と備蓄物資の保管場所が離れている例	59
表4-⑧ 東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、備蓄物資を地下から高層 階まで階段で搬送した例	59
表4-⑨ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その体制等 が明確に定められていない例	60
表4-⑩ 賞味期限等が過ぎている備蓄物資が保管されている例	62
表4-⑪ 備蓄物資の数量又は保管場所が実態と異なっている例	65



# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

(1) 調査対象機関

全府省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 5事務所（千葉、新潟、石川、徳島、長崎）

## 4 実施時期

平成26年12月～27年7月

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 災害時における国の業務継続の必要性等

調査の結果	説明図表番号
<p><b>(1) 業務継続計画の必要性</b></p> <p>首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、甚大な人的・物的被害が発生することが想定されている。その際、平常時から国家機能、国民生活、経済活動等に係る重要な業務を担っている各府省の業務継続が的確に行われない場合には、国民生活等に大きな支障を来すおそれがある。これらの支障を緩和・解消し、国民の安全・安心を確保するためには、各府省が業務継続計画を策定するとともに、業務継続力の向上を図り、大規模地震により被災した場合においても、その役割を適切に果たせるようにあらかじめ準備しておくことが必要である。</p> <p>一方、政府は、これまで、「東南海・南海地震対策大綱」（平成15年12月中央防災会議決定）、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月中央防災会議決定）等に基づき、想定地震ごとの地震防災対策を推進してきている。また、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、25年11月、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）が制定されるとともに、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）が一部改正された（改正後の同法の題名は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）。</p> <p>これらの法律に基づき、平成26年3月、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月28日閣議決定）（注1）、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）（注2）及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月中央防災会議決定）（注3）が策定された。また、各地震対策大綱を統合した「大規模地震防災・減災対策大綱」（平成26年3月中央防災会議決定）（注4）が策定され、これらの閣議決定及び中央防災会議決定並びに「防災基本計画」（昭和38年6月中央防災会議決定。平成27年3月最終修正）において、各府省は業務継続計画を策定することとされている。</p> <p>（注1） 首都直下地震対策特別措置法に基づき、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項等を定めたもの</p> <p>（注2） 首都直下地震対策特別措置法に基づき、政府全体の見地からの政府の業務の継続に関する事項等を定めたもの</p> <p>（注3） 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標等を定めたもの</p> <p>（注4） 今後発生するおそれのある大規模地震（南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震）の防災・減災対策として、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたもの</p> <p>また、「地方支分部局等の業務継続計画策定について」（平成21年10月9日中央省庁業務継続連絡調整会議申し合わせ）では、全国の国の地方支分部局等において、業</p>	<p>表1-(1)-①</p> <p>表1-(1)-②</p> <p>表1-(1)-③ ～⑦</p> <p>表1-(1)-⑧</p>

務継続計画を策定することとされている。

## (2) 帰宅困難者対策の必要性

首都直下地震発生時における首都圏での帰宅困難者の発生は、これまでも中央防災会議等において指摘され、国や地方公共団体等において対策が進められてきた。しかし、東日本大震災の際には、首都圏において約 515 万人の帰宅困難者が発生した（内閣府推計）とされ、その際の帰宅困難者の発生による混乱は、帰宅困難者対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

また、東日本大震災の際には、帰宅困難者が滞留又は通過した市区町村のうち、約 94%の市区町村が帰宅困難者に一時滞在施設を提供しているが、その多くは地域住民の避難所として指定されていた公共施設等であったとされている。このため、首都直下地震を想定した場合には、地域の避難所の受入能力を超える避難者及び帰宅困難者が発生すると想定されることから、既存の避難所とは別に、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保することが必要とされている。

さらに、南海トラフ地震発生時においても多数の帰宅困難者の発生が想定されているなど、大規模な地震等による災害が発生した場合、大都市圏では、多数の帰宅困難者の発生が予想される。

そのため、「防災基本計画」、「大規模地震防災・減災対策大綱」等において、帰宅困難者対策として、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保等の取組を推進する旨が定められている。

表 1-(2)-①

表 1-(1)-③  
(再掲)

表 1-(1)-⑤  
～⑦ (再掲)

表 1－(1)－① 首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）〈抜粋〉

（目的）

第 1 条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（首都直下地震緊急対策区域の指定等）

第 3 条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。

2～5 （略）

第 4 条 政府は、前条第 1 項の規定による緊急対策区域の指定があったときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策（以下「緊急対策」という。）の推進に関する基本的な計画（以下「緊急対策推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- 二 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- 三 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関し次に掲げる事項
  - イ 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項
  - ロ 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項
  - ハ 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項
  - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持に関し必要な事項

四～八 （略）

3～6 （略）

（行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画）

第 5 条 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に関する機能のうち中枢的なもの（以下この条において「行政中枢機能」という。）の維持に係る緊急対策の実施に関する計画（以下この条において「緊急対策実施計画」という。）を定めなければならない。

- 2 緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 政府全体の見地からの政府の業務の継続に関する事項
  - 二 業務の継続に必要な職員の確保、非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄その他の首都直下地震が発生した場合における円滑かつ迅速な業務の継続に係る体制の整備に関する事項を内容とする各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項
  - 三 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、行政中枢機能の維持に関し必要な事項
- 3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表1-(1)-② 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)

<抜粋>

(目的)

第1条 この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等)

第3条 内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。

2～6 （略）

(基本計画)

第4条 中央防災会議は、前条第1項の規定による推進地域の指定があったときは、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、南海トラフ地震防災対策推進計画（災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第1項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）及び南海トラフ地震防災対策計画（第7条第1項又は第2項に規定する者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 前項の国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生の形態並びに南海トラフ地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるよう適切に配慮するものとする。

5・6 （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 1－(1)－③ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）〈抜粋〉

2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

③ 膨大な数の避難者・帰宅困難者等

首都地域は、極めて高度に人口が集積しており、首都直下地震により、延焼拡大する火災から避難する人や、家屋が倒壊したり、停電や断水等ライフラインが途絶した人が避難所に大量に移動することが見込まれ、避難所の不足、混乱等が生じることが想定される。

このため、避難所の確保や食料・飲料水等の備蓄、衛生環境の確保、避難所の運営マニュアル等の明確化などを図る必要がある。特に、首都地域においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先することが必要である。

また、首都地域への通勤者や来訪者も膨大な数に上るため、災害時に膨大な数の帰宅困難者が発生することが想定される。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。

さらに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制を整備しておくことにより、膨大な被災者の応急住宅需要に対応する。

3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

③ 首都中枢機関が講ずべき施策

ア 政府全体としての業務継続体制の構築

首都直下地震発生時においては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制を構築する必要がある。

首都直下地震発生時に政府として維持すべき必須機能は次の(ア)から(カ)までに掲げるものであり、政府は、これに該当する非常時優先業務（首都直下地震発生時に優先的に実施する業務をいう。以下同じ。）を円滑に実施することができるよう、必要となる執行体制及び執務環境を確保するものとし、その詳細は実施計画において定めるものとする。

(ア)内閣機能

(イ)被災地域への対応

(ウ)金融・経済の安定

(エ)国民の生活基盤の維持

(オ)防衛及び公共の安全と秩序の維持

(カ)外交関係の処理

各府省等は、実施計画に基づき、上記の 6 つの機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成するものとする。

また、東京都においても、業務継続計画を作成するものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所についても、政府に準じた措置を講じるなど、その機能

の維持を図るための施策が必要であり、政府は、国会等における検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

#### (5) その他

首都中枢機能の維持のためには、東京都を始め関係機関が有機的に連携・協力することで、首都直下地震発生時においても業務の継続体制を確保することが必要である。このため、中央省庁は実施計画等に基づき、また、東京都は、実施計画等を参考に、業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。また、首都中枢機関以外の国の機関においても、業務継続計画の作成等により、業務継続体制の確保を図るとともに、業務継続計画の実効性を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練等の実施、訓練等を踏まえた計画の見直しを行うものとする。加えて、国は、地方公共団体等の防災関係機関についても、同様に業務継続体制の確保を図るよう、助言や情報提供等を行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

### 表 1- (1) - ④ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）〈抜粋〉

#### 第 1 章 総則

##### 1 目的

本計画は、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能（以下「首都中枢機能」という。）に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合（以下「首都直下地震発生時」という。）において、政府として業務を円滑に継続するための対応方針及び当該業務を継続するために必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、関係機関、民間事業者等の取組と相まって、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とする。

##### 2 対象

首都直下地震発生時には、被災地域である東京圏の経済活動の停滞や社会的な混乱が、連鎖的に被災地域以外の地域にも支障を及ぼすことから、被災地域において、災害応急対策を実施することに加え、被災地域以外の地域においても、被災地域の支援、経済活動の停滞の補完や、地域住民の生活を維持することが強く求められる。また、全国的又は国際的な取引、協力、システムの維持等に係る機能を維持することも必要である。これらは、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）のみならず、地方支分部局やその下に置かれる事務所等を含めた政府全体の取組を通じて行われるものである。

本計画は、直接的には中央省庁を対象に、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務（以下「非常時優先業務」という。）とこれを実施するために必要な執行体制、執務環境等を定めるものである。しかしながら、中央省庁の業務は、地方支分部局等における業務の実施や執行体制等に関する指示、連絡調整等も含むものであることから、本計画には、首都直下地震発生時に求められる政府全体の取



組が包含されるものである。

### 3 省庁業務継続計画との関係

本計画は、首都直下地震発生時における非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、府省横断的な事項を定めるものである。

各府省等は、本計画に基づき、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める中央省庁の業務継続計画（以下「省庁業務継続計画」という。）を作成する。

この場合において、各府省等は、首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。また、非常時優先業務については、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で整理するものとする。

内閣府は、本計画と省庁業務継続計画との整合性を確保するため、必要に応じ、各府省等と調整を行う。

(注) 下線は当省が付した。

## 表 1- (1) - ⑤ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）〈抜粋〉

### 前 文

(前略)

- この南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、南海トラフ法第 4 条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。
- この目的を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。また、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておこななければならない。

(後略)

### 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

#### 第4節 災害発生時の対応に係る事前の備え

##### 9 帰宅困難者等への対応

- 国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、都市部等における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の帰宅困難者対策を推進する。

#### 第5節 被災地内外における混乱の防止

##### 3 国及び地方公共団体の業務継続性の確保

- 国及び地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を踏まえた計画の改定等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。

##### 【目標】

###### ① 国（政府）の業務継続体制の強化【各省】

- ・ 業務継続計画の策定により、国の推進地域における業務継続体制の強化を図る。

##### 【具体目標】

- ・ 推進地域を管轄する地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関において、業務継続計画の策定を目指す。

###### ② （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 1－(1)－⑥ 大規模地震防災・減災対策大綱（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）＜抜粋＞

本大綱決定の背景

中央防災会議では、これまで、地震防災対策の検討に当たっては、繰り返し発生している、発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定し、それぞれの地震について行った被害想定を踏まえて、下記の地震対策大綱を策定し、対策を推進してきたところである。

- ・東海地震対策大綱（平成 15 年 5 月策定）
- ・東南海・南海地震対策大綱（平成 15 年 12 月策定）
- ・首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月策定、平成 22 年 1 月修正）
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱（平成 18 年 2 月策定）
- ・中部圏・近畿圏直下地震対策大綱（平成 21 年 4 月策定）

こうした中、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このため、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」を検討していくこととなり、平成 24 年 4 月に発足した中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、近い将来発生が懸念される南海トラフの海溝型地震を対象に、最大クラスの巨大地震・津波の地震動・津波高等の推計、被害の想定を行い、平成 25 年 5 月に、事前防災から災害発生時対応、復旧・復興に至る総合的な対策について最終報告として取りまとめられた。

このうち、南海トラフ地震対策に関する基本的方針及び基本的な施策に関する内容については、同年 11 月に制定された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画において記載されることとなった。

また、首都直下地震についても平成 25 年 12 月に、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等を対象に、地震動・津波高等の推計、被害の想定及び最終報告が取りまとめられ、このうち、同年 11 月に制定された「首都直下地震対策特別措置法」に規定する緊急対策推進基本計画において、緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針に関する内容が記載されることとなった。

一方、これまでの地震対策大綱に記載していた、今後の課題として検討すべき項目、個別の具体的な施策は、各地震に共通の内容が多く、特別措置法で定める地震防災対策推進地域等の地域に関わらず、今後、防災・減災のための大規模地震対策として一体的に進めていく必要があるものである。このため、これまで策定してきた地震対策大綱を統合するとともに、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告において明らかになった検討課題等を追加し、新たに大規模地震防災・減災対策大綱としてとりまとめることとした。

また、本大綱の国土強靱化に関する部分については、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）における国土強靱化の推進に関して、関係する国の計画等の指針としても位置付けられる「国土強靱化基本計画」の基となる国土強靱化政策大綱を踏まえ、作成しているものである。

## 本大綱の位置づけ

本大綱は、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震を対象としている。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進基本計画は、推進地域における各地震防災対策の推進に関する重要事項を定めるものであるが、本大綱は、事業や計画で具体化されておらず今後の検討事項となる施策も含め、幅広く施策をまとめたものである。

これらの大規模地震に対する膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市町村と国・都道府県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を挙げて対処しなければならない。このため、本大綱では、行政による「公助」だけでなく、「自助」「共助」により取り組むべき施策についても記載し、社会全体の取組の重要性を示している。

(後略)

## 2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え

### (10) 帰宅困難者等への対応

#### 2) 滞留に伴う混乱の防止

(前略)

- 国、地方公共団体 は、翌日以降の帰宅、時差帰宅の促進、そのために必要な企業や学校等における施設内待機の実施、備蓄の充実、公的施設や民間施設を活用した一時滞在施設の確保、発災時における帰宅困難者等への必要な情報提供等を民間事業者等とともに進める。
- 国、地方公共団体、企業等 は、自ら管理する施設に帰宅困難者が滞留し一時滞在施設として運営すること等を想定した、帰宅困難者への対応訓練を行う。

## 3. 被災地内外における混乱の防止

### (3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保

- 国、地方公共団体 は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定することにより、業務継続性を確保する。
- 国、地方公共団体は、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。
- 国、地方公共団体は、策定した業務継続計画の実効性を高めるために、定期的な訓練や状況の変化、有識者による評価等を踏まえ、当該計画を改定する。
- 国、地方公共団体は、業務継続性を確保するに当たっては、被災した職員の治療、ライフラインの復旧、不足した資機材の調達等において、民間企業等の事業継続体制との連携を図る。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-⑦ 防災基本計画（昭和 38 年 6 月中央防災会議決定。平成 27 年 3 月最終修正）〈抜粋〉

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難収容及び情報提供活動関係

(5) 帰宅困難者対策

- 首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(後略)

第 3 編 地震災害対策編

第 1 章 災害予防

第 2 節 地震に強い国づくり、まちづくり

2 地震に強い国づくり

(2) 首都の防災性の向上等

(前略)

- 国は、首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な中央省庁の業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。

第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1－(1)－⑧ 地方支分部局等の業務継続計画策定について（平成 21 年 10 月 9 日中央省庁業務継続連絡調整会議申し合わせ）＜抜粋＞

1 策定の目的

国の地方支分部局等は、国の行政機関として、その管轄区域において、平常時から国家機能、国民生活及び経済活動等に係る重要な業務を担っている組織であり、大規模な地震により被災した場合であっても、役割を適切に果たすことが求められる。中央省庁においては、これまで首都直下地震を想定して業務継続計画の策定が進められてきたところであるが、地震は、全国どこでも起こりうるものであることから、全国の地方支分部局等を対象として大規模な地震により地方支分部局等が被災し機能低下した際においても、適切に業務執行が行えるよう、業務継続計画を策定することとする。

2 対象ハザードについて

以下の二つの地震を想定対象とする（ただし、二つの地震が一致する場合、及び、一つの地震を想定した計画が、もう一つの地震を想定した計画内容を実質的に包含する場合は、この限りでない。）。いずれの地震を想定した計画を優先的に策定するかについては、発災時における業務遂行力及び非常時優先継続業務の質・量を踏まえて、各省庁において判断することとする。

① 地方支分部局等の管轄区域の被害が最も甚大となる地震

管轄区域内が甚大な被害を受けることにより、非常時優先業務の量が膨大となり、業務遂行力の低下と相まって、適切な業務執行が困難となることが予想される地震

② 地方支分部局等自体の被害が最も甚大となる地震

地方支分部局（本局）が甚大な被害を受けることにより、業務遂行力が著しく低下し、適切な業務執行が困難となることが予想される地震

3 策定単位について

業務継続計画策定の際の策定の組織の範囲（管区機関単位で策定するか、出先機関単位で策定するか等）は、当該地方支分部局等の業務内容、組織形態等を考慮して各省庁が判断する。

4 策定期間について

首都圏にある地方支分部局等については遅くとも一年内を目途に（注）、その他の地方支分部局等については平成 22 年度内を目途に、いずれかの想定ハザードについての業務継続計画を策定することとする。

（注）我が国全体の国民生活、経済活動に大きな影響を与える首都中枢機能に対する被害が想定される首都直下地震において、首都中枢機能の継続性確保を図る観点から、首都圏の地方支分部局等において先行的に業務継続計画の策定を進める。

（注） 下線は当省が付した。

表 1－(2)－① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月 10 日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞

## 第 1 章 はじめに

### 1. 東北地方太平洋沖地震により顕在化した帰宅困難者等対策の必要性

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。その結果、地震の発生時刻が平日の日中であったことと相まって、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、首都圏において約 515 万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。

首都直下地震発生時における首都圏での帰宅困難者等の発生は、これまでも中央防災会議等において指摘され、国や地方公共団体等においても対策を進めてきたが、3 月 11 日に大量に発生した帰宅困難者等による混乱は、首都圏にさらに甚大な被害をもたらす首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

帰宅困難者等対策は、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供、駅周辺等における混乱防止、徒歩帰宅者への支援、帰宅困難者の搬送等、多岐にわたる。また、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。このようなことから、帰宅困難者等対策を強化するためには、国、地方公共団体、民間企業等が個別に取組を進めるだけでなく、各機関が連携・協働した取組を進めることが重要である。

（後略）

### 2. 平成 23 年 3 月 11 日の帰宅困難者等への対応の状況

東北地方太平洋沖地震の影響により発生した帰宅困難者等の対応について検証するため、平成 23 年 10 月に、首都圏の住民を対象とした 3 月 11 日の帰宅実態についての調査及び首都圏の市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象とした 3 月 11 日の帰宅困難者等対応の実態とその後の対策の取組状況についての調査を行い、次のような状況が明らかとなった。

- 地震発生時の外出者（自宅外にいた人）のうち、3 月 11 日のうちに帰宅できなかった人は約 28% であった。この結果から、3 月 11 日に発生した帰宅困難者（3 月 11 日のうちに帰宅できなかった人）は、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県南部）で約 515 万人と推計された。
- 地震の発生に際して、家族の安否を確認した人は多いが、その確認手段として「携帯電話」の「通話」又は「メール」（それぞれ約 7 割）が多く用いられており、通話に頼らない安否確認手段の周知を図ることが課題となっている。
- 会社・学校にいた人のうち、約 5 割が 17 時台までに会社・学校を離れており、業務・授業の終了後、あまり時間を置かずに会社・学校を離れた人が多いことが伺える。特に早い時間に帰宅を開始した人の理由として最も多いのは、「会社（学校）の管理者から帰宅するよう指示があったため」という回答であり、会社等における従業員等への適切な指示が、一斉帰宅抑制には重要であることが伺える。
- 首都圏の市区町村のうち、3 月 11 日に帰宅困難者等が滞留又は通過した市区町村は約 7 割であ

った。このうち、約 94%の市区町村が帰宅困難者等に一時滞在施設を提供しているが、その多くは、地域住民の避難所として指定されていた公共施設や学校であった。首都直下地震を想定した場合には、地域の避難所の受入能力を超える避難者及び帰宅困難者等が発生すると想定されることから、既存の避難所施設とは別に、帰宅困難者等を想定した一時滞在施設を確保することの必要性が明らかとなった。

- 首都圏の企業のうち、3月11日に従業員に対して「原則として帰宅するように呼びかけた」企業が約36%であり、一斉帰宅を抑制するためには、一斉帰宅抑制の意義の周知・啓発を始め、企業における一層の理解と協力が必要であることが課題となっている。
- 首都圏の主要駅（24ターミナル59駅）のうち、3月11日に「営業時間終了後も列車の運行再開まで駅の空間を待機スペースとして開放した駅」と「列車の運行再開まで駅の利用者を駅の外へ誘導した駅」がほぼ半数ずつであった。また、3月11日の帰宅困難者等対応に際して市区町村との連携がなされた駅は、半数程度であり、主要駅と関係機関、特に市区町村との連携関係の構築が課題となっている。

(注) 下線は当省が付した。



## 2 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

勸告	説明図表番号
<p>各府省が策定している業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水等の備蓄を推進し、執務可能な環境をあらかじめ確保しておく必要がある。「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次）」（平成24年5月29日首都直下地震対策局長級会議申合せ）では、各府省は、全職員の3日分程度の食料、飲料水等を備蓄することとされた。その後、中央防災会議の下に設置された首都直下地震対策検討ワーキンググループの「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月19日）を踏まえ、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」では、各府省は、首都直下地震発生時に、職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄することとされた。</p>	<p>表2-①</p> <p>表2-②</p>
<p>なお、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、中央省庁は、平成28年までに、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資（食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等）の備蓄率を100%にすることを目指すこととされている。</p>	<p>表2-③</p>
<p>今回、19府省計178機関（本府省24機関及び地方支分部局154機関。以下「調査対象機関」という。）において、非常時優先業務等を実施するために必要な物資（食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布の4品目。以下「調査対象物資」という。）の備蓄状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p><b>(1) 備蓄の目標量の設定</b></p> <p>備蓄の目標量は、各機関又はその上部機関がそれぞれ定めており、業務継続計画に目標量の総量や一人一日当たりの量を明記している例や、上部機関が下部機関分を含めて具体的に定めている例がみられた。</p>	<p>表2-④</p>
<p>一方、業務継続計画が策定されていない、業務継続計画等において備蓄の目標量が明確に定められていないなどのため、当省の調査時点において、備蓄の目標量が、調査対象物資の全てについて定められていない例（4府省計8機関、延べ32品目）や、調査対象物資の一部について定められていない例（8府省計45機関、延べ57品目）がみられた。また、これらの中には、備蓄が全く行われていない例（7府省計28機関、延べ36品目）がみられた。</p> <p>なお、備蓄の目標量が定められていない例を品目別にみると、食料は4府省計10機関、飲料水は4府省計10機関、簡易トイレは8府省計28機関、毛布は7府省計41機関において備蓄の目標量が定められていなかった。</p>	<p>表2-⑤</p>
<p><b>(2) 計画的な備蓄の実施</b></p> <p>調査対象機関の中には、調査対象物資について、既に目標量を満たす量を備蓄して</p>	<p>表2-⑥</p>

<p>おり、今後も賞味期限を勘案した調達計画に基づき、計画的に備蓄することとしている例がみられた。</p> <p>一方、調査対象機関のうち備蓄の目標量を定めているもの（19 府省計 170 機関、延べ 623 品目）の中には、当省の調査時点において、目標量を満たす時期が未定となっている例（5 府省計 34 機関、延べ 87 品目）がみられ、これらの中には備蓄が全く行われていない例（3 府省計 6 機関、延べ 7 品目）もみられた。また、目標量を満たす時期が未定となっている例を品目別にみると、食料は 5 府省計 27 機関、飲料水は 5 府省計 27 機関、簡易トイレは 5 府省計 15 機関、毛布は 5 府省計 18 機関において目標量を満たす時期が未定となっている。</p> <p>目標量を満たす時期が未定となっている原因として、①予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないこと、②調達計画を策定しているが、賞味期限が過ぎた備蓄物資の更新を勘案したものとなっていないことなどが考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係府省は、災害時の業務継続性の確保を図り、非常時優先業務等を実施するために必要な物資の備蓄を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 調査対象物資の備蓄の目標量について、一人一日当たりの量を明記した業務継続計画を策定するなどにより、具体的に定めること。（国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> <p>② 調査対象物資について、業務継続計画等に定められた目標量を満たすよう、賞味期限を勘案した調達計画等を策定し、それに基づき、計画的に備蓄すること。（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）</p>	<p>表 2-⑦</p>
---	--------------

表 2-① 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第 2 次）（平成 24 年 5 月 29 日  
首都直下地震対策局長級会議申合せ）＜抜粋＞

3 災害対策本部等の執務環境の確保

③ 執務環境の確保

非常時優先業務を実施する執務室内の什器等の固定を確実に行うとともに、食料・水だけでなく、簡易トイレや毛布等を含めて、少なくとも職員 3 日分の備蓄について、各府省庁において本年夏までにその確保方針をまとめる。

（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 2-② 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）＜抜粋＞

第 2 章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第 2 節 政府の業務継続への備え

3 執務環境

政府は、首都直下地震発生時に、1 週間にわたり中央省庁の庁舎に職員が常駐して非常時優先業務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推進し、平常時から非常時優先業務及び管理事務に係る中央省庁の執務環境を確保するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 物資の備蓄

各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の 1 週間分及び参集要員以外の職員等の 3 日分程度の物資を備蓄するものとする。特に、第 1 章 4 により下水道の利用支障は 1 か月継続することを想定することから、首都直下地震発生時における仮設トイレの提供について事業者との協定の締結を推進する等の措置を講ずるものとする。また、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄するものとする。

(5) (略)

4 教育及び訓練の実施並びに評価の実施及び計画の見直し

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、平常時から各府省等の職員に対し、非常時優先業務の継続に係る教育及び訓練を実施するとともに、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 評価の実施及び計画の見直し

政府は、非常時優先業務がより適切に実施されるよう、本計画の実効性について評価を行い、

その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

内閣府は、評価の項目及び手法を定め、政府全体の業務継続の統一性又は総合性を確保する見地から、本計画及び省庁業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行い、当該評価等を勘案して、適宜、本計画の改定案を作成するとともに、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各府省等と調整を行うものとする。

各府省等は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直すよう、当該省庁業務継続計画に定めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-③ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）〈抜粋〉

3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

③ 首都中枢機関が講ずべき施策

ア 政府全体としての業務継続体制の構築

首都直下地震発生時においては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制を構築する必要がある。

首都直下地震発生時に政府として維持すべき必須機能は次の(ア)から(カ)までに掲げるものであり、政府は、これに該当する非常時優先業務（首都直下地震発生時に優先的に実施する業務をいう。以下同じ。）を円滑に実施することができるよう、必要となる執行体制及び執務環境を確保するものとし、その詳細は実施計画において定めるものとする。

(ア)内閣機能

(イ)被災地域への対応

(ウ)金融・経済の安定

(エ)国民の生活基盤の維持

(オ)防衛及び公共の安全と秩序の維持

(カ)外交関係の処理

各府省等は、実施計画に基づき、上記の 6 つの機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。また、東京都は実施計画等を参考に、業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所についても、政府に準じた措置を講じるなど、その機能の維持を図るための施策が必要であり、政府は、国会等における検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

【目標】

(i) 執行体制及び執務環境の確保【各府省等】

- ・ 首都直下地震発生時に、1 週間にわたり中央省庁の庁舎において非常時優先業務を実施することができる執行体制及び執務環境を確保する。

【具体目標】

(前略)

○ 物資の備蓄

- ・ 参集要員の 1 週間分及び参集要員以外の職員等の 3 日分程度の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資の備蓄率平成 28 年 100%を目指す。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-④ 業務継続計画等において備蓄の目標量を具体的に定めている例、上部機関が下部機関分を含めて目標量を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
国土交通省	気象庁	<p>○ 気象庁本庁災害対策要領（平成 26 年 7 月改定）＜抜粋＞</p> <p>第 2 編 事例別対応編</p> <p>第 7 章 首都直下地震発生時の気象庁本庁業務継続計画</p> <p>第 3 節 事前準備</p> <p>2 庁舎・設備・備蓄 （前略）</p> <p>○非常食糧</p> <p>備蓄量は、首都直下地震発生時に非常時優先業務等を実施するに足りる量として、<u>参集要員の 1 週間分及び参集要員以外の職員の 3 日間分に、外部の帰宅困難者用（※）として上記の 10%程度の人数の 3 日分を加えた 1.7 万食（一人が 1 日間に必要な量：3 食）を備蓄する。</u></p> <p>被災状況の長期化により、非常食糧の不足が見込まれる場合には、他官署からの備蓄食糧の搬入等についても検討する。</p> <p>○飲料水</p> <p>非常食糧と同様に、<u>1.7 万 ℓ（一人が 1 日間に必要な量：3ℓ）の水を、地下 2 階及び屋上貯水槽からの供給により確保する。</u>なお、現在貯水槽には平常時約 10.5 万 ℓ（満水時 13 万 ℓ の約 8 割）の水が確保されているが、貯水槽が損傷することも考慮し、ペットボトル等による備蓄についても一定量確保しておく。</p> <p>○トイレ</p> <p>非常食糧と同様に、<u>簡易トイレを 3.5 万回分（一人が 1 日間に必要な量：6 回分）備蓄する。</u></p> <p>○宿泊</p> <p>非常時優先業務を実施する職員が庁舎内に宿泊するための宿泊用具（簡易ベッド、布団等）を準備し、所要人数に応じて払い出す。また、庁舎内に宿泊することが困難な場合は近隣の宿泊施設を確保する。</p> <p>なお、<u>毛布については、職員及び外部帰宅困難者用として、1,400 枚を準備する。</u></p> <p>（※）首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月）において、国が所有・管理する施設について、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れること、また、帰宅困難者の</p>

府省名	機関名	事例の概要								
		<p>ために、例えば 10%程度の量を余分に備蓄することも検討していくこととされている。</p> <p>(後略)</p>								
財務省	横浜税関	<p>横浜税関は、災害用物品配備基準計画表（平成 26 年 7 月改定）を策定し、次表のとおり、備蓄の目標量（配備基準）を定めている。</p> <p>表 横浜税関における調査対象物資の備蓄の目標量</p> <table border="1" data-bbox="520 577 1428 772"> <tr> <td>食料</td> <td>: 参集要員数×3食×7日、参集要員以外の職員数×3食×3日</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>: 参集要員数×30×7日、参集要員以外の職員数×30×3日</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>: 参集要員数×5枚×7日、参集要員以外の職員数×5枚×3日</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>: 職員全員数（1人1枚）</td> </tr> </table> <p>(注) 横浜税関の資料に基づき、当省が作成した。</p>	食料	: 参集要員数×3食×7日、参集要員以外の職員数×3食×3日	飲料水	: 参集要員数×30×7日、参集要員以外の職員数×30×3日	簡易トイレ	: 参集要員数×5枚×7日、参集要員以外の職員数×5枚×3日	毛布	: 職員全員数（1人1枚）
食料	: 参集要員数×3食×7日、参集要員以外の職員数×3食×3日									
飲料水	: 参集要員数×30×7日、参集要員以外の職員数×30×3日									
簡易トイレ	: 参集要員数×5枚×7日、参集要員以外の職員数×5枚×3日									
毛布	: 職員全員数（1人1枚）									
厚生労働省	福岡労働局	<p>○ 福岡労働局防災業務・業務継続に関する実施要領（平成 25 年 9 月 11 日）＜抜粋＞</p> <p>第 4 防災に関する教育訓練等の取組み</p> <p>2 非常用の備品の備蓄</p> <p>局及び署・所においては、災害時の利用に供するため、水・非常食（局は 3 日分、署所は 2 日分【将来的には 3 日分】）、その他必要な備品を備蓄することとする。具体的な備蓄内容については以下のとおりとする。</p> <p>① 水（1 日あたり 3 リットル）（ペットボトル）を所属の職員人数分</p> <p>② 非常食カンパン（1 日あたり 500g）を所属の職員人数分</p> <p>③ 非常備品として、局内各課室、各署所ごとに、以下のとおり備えておくこととする。</p> <p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易トイレ：全職員分（1 日あたり 7 回分）</li> <li>・ 毛布：全職員分</li> </ul> <p>(後略)</p>								

(注) 当省の調査結果による。

表2-⑤ 備蓄の目標量が定められていない例

府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等	
		食料	飲料水	簡易トイレ	毛布		
国家 (警察 委員会)	警察庁本庁				○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月に毛布の目標量を設定。	
	東北管区警察局			●	●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	中国管区警察局				●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	東北管区行政評価局				●	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月にB C Pを改定し、目標量を設定。	
	近畿管区行政評価局			●		B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年2月にB C Pを改定し、目標量を設定。平成27年3月時点で目標量を備蓄済み。	
	東京行政評価事務所	○	○	●	●	B C Pが策定されていない。 なお、平成27年3月にB C Pを策定し、目標量を設定。平成27年3月時点で、食料、簡易トイレ、毛布については目標量を備蓄済み。	
	神奈川県行政評価事務所			●		B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年4月にB C Pを改定し、目標量を設定。平成27年4月時点で目標量を備蓄済み。	
	千葉県行政評価事務所	●	●	●	●	B C Pが策定されていない。 なお、平成26年12月25日にB C Pを策定。平成27年2月に目標量を設定し、同年3月時点で目標量を備蓄済み。	
	新潟行政評価事務所	●	●		●	B C Pが策定されていない。 なお、平成27年3月にB C Pを策定し、目標量を設定。平成27年3月時点で目標量を備蓄済み。	
	東北総合通信局				○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、B C Pを改定し、目標量を設定する予定。	
総務省	北陸総合通信局			○		B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月にB C Pを改定し、目標量を設定。	
	中国総合通信局	○	○	○	○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月時点で食料及び毛布については目標量を備蓄済み。	
	東京法務局	○	○	○	○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成26年12月26日にB C Pを改定し、目標量を設定。	
	福岡法務局	○	○	○	●	平成28年度に予定されている新庁舎完成後、目標量を設定する予定。	
	長崎地方法務局				●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	仙台入国管理局				○	B C P等に目標量が明記されていない。	
	東京入国管理局	○	○	○	●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	名古屋入国管理局				○	B C P等に目標量が明記されていない。	
	法務省						



府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等
		食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
財務省	北海道財務局			○	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	東北財務局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	北陸財務局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	近畿財務局			○	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	中国財務局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	福岡財務支局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	釧路財務事務所			○	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	東京財務事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	横浜財務事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	新潟財務事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	東海北陸厚生局			●	○	B C Pが策定されていない。
	近畿厚生局		○	○	●	B C Pが策定されていない。
厚生労働省	四国厚生支局		○		●	B C Pが策定されていない。
	広島労働局			●		B C P等に目標量が明記されていない。
	広島北労働基準監督署			●		B C P等に目標量が明記されていない。
	福山労働基準監督署			●		B C P等に目標量が明記されていない。
	広島東公共職業安定所			●		B C P等に目標量が明記されていない。
	東かがわ労働基準監督署			○		B C P等に目標量が明記されていない。
	高松公共職業安定所			○		B C P等に目標量が明記されていない。
	東北地方整備局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	北陸地方整備局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	九州地方整備局			●		飲料水、食料を優先して備蓄を進めてきたため。
	東京第一宮繕事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年3月にB C Pを改定し、目標量を設定。 なお、平成27年1月にB C Pを改定し、目標量を設定。
	国土交通省	千葉国道事務所				○
長崎河川国道事務所				●	●	B C P等に目標量が明記されていない。
東北運輸局					○	B C P等に目標量が明記されていない。
長崎運輸支局					●	B C P等に目標量が明記されていない。
東京航空局					●	B C P等に目標量が明記されていない。
福岡管区気象台					●	B C P等に目標量が明記されていない。
長崎地方気象台				○	●	B C P等に目標量が明記されていない。
環境省本省					○	飲料水、食料を優先して備蓄を進めてきたため。
北海道地方環境事務所		○	○	●	○	B C P等に目標量が明記されていない。
東北地方環境事務所				●	○	B C P等に目標量が明記されていない。
中国四国防衛局				●	○	B C P等に目標量が明記されていない。
九州防衛局				●	○	B C P等に目標量が明記されていない。

(注)1 当省の調査結果による。

2 本府省は平成27年4月1日時点(27年3月6日に本府省の調査結果の概要(26年12月1日時点の状況)について中間公表しているため。以下同じ。) 、 地方支分部局は26年12月1日時点において、備蓄の目標量が定められていない例について記載した。

3 「備蓄の目標量が定められていない品目」欄は、目標量が明確でなく備蓄が全く行われていない品目については「●」、目標量が明確ではないが備蓄は行われている品目については「○」を記載した。

4 「B C P」は業務継続計画を表す。また、「B C P等」には、調達計画、備蓄基準等、業務継続計画以外で目標量が明記されているものを含む。

表 2-⑥ 既に目標量を備蓄しており、賞味期限を勘案した調達計画を策定している例

府省名	機関名	事例の概要
経済産業省	経済産業省 本省	<p>調査対象物資について、平成 26 年 12 月 1 日時点で、目標量（参集要員の 7 日分、参集要員以外の 3 日分）を満たす量を備蓄している。</p> <p>また、品目ごとに平成 33 年度までの毎年度の繰越数、新規購入数、廃棄数及び年度末数を定めた調達計画を策定し、今後も計画的に備蓄することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-① 目標量を満たす時期が未定となっている例

府省名	機関名	目標量を満たす時期が未定となっている品目				未定となっている理由等
		食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
法務省	千葉地方法務局	○	○	○	○	平成28年度までに全職員の3日分を備蓄し、同年度以降に参集要員の7日分を備蓄する予定。 具体的な調達予定数量を定めていないため。
	徳島地方法務局	○				保管場所の確保が困難であるため。
	北海道財務局	○	○			保管場所の確保が困難であるため。
	近畿財務局	○	○	○		予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
財務省	福岡財務支局	○	○	○		予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	釧路財務事務所	○	○			予算や保管場所等の範囲内で調達しているため。
	東京財務事務所	○	○	○		予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	千葉財務事務所	○	○	●	○	賞味期限の過ぎた備蓄物資の更新はその都度行っているとしており、調達計画では平成25年度に目標量を充足していることになっている。しかし、調達計画は賞味期限を勘案したものとなっていないため、平成26年12月1日時点で目標量を満たしておらず、目標量を満たす時期が未定。
厚生労働省	麻布税務署		○			賞味期限の過ぎた備蓄物資の更新はその都度行っているとしており、調達計画では平成23年度に目標量を充足していることになっている。しかし、調達計画は賞味期限を勘案したものとなっていないため、平成26年12月1日時点で目標量を満たしておらず、目標量を満たす時期が未定。
	新宿税務署		○			B C P は策定していないが、参集要員の7日分を目標量として備蓄している。平成28年度に賞味期限が到来したものが多数あり、目標量を満たしていないが、今後、B C P 策定後に調達する予定。
	東海北陸厚生局	○	●			予算及び保管場所の確保が困難であるため。
	北海道労働局	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	新潟労働局	○	○	○	○	保管場所の確保が困難であるため。
	広島労働局	○	○	○	●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	札幌東労働基準監督署	○	○	○	○	保管場所の確保が困難であるため。
	三条労働基準監督署	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	十日町労働基準監督署	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	広島北労働基準監督署	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	福山労働基準監督署	○	○	○	●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	鳴門労働基準監督署	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
農林水産省	札幌公共職業安定所	○	○	○	○	保管場所の確保が困難であるため。
	上越公共職業安定所	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	新潟公共職業安定所	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	広島公共職業安定所	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	東海農政局	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	北海道農政事務所	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	長崎地域センター	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	香川森林管理事務所	○	○	○	●	目標量を増やして間もないため。
国土交通省	中部地方整備局	○				食料、飲料水を優先して備蓄しているため。
	九州地方整備局	○				予算の確保が困難であるため。
	四国運輸局	○	○	○	○	現在の備蓄量（おおむね目標量の7割程度）で対応可能であるため。
	大阪航空局	○	○	○	○	目標量を増やして間もないため。
第二管区海上保安本部	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。	

(注)1 当省の調査結果による。

2 本府省は平成27年4月1日時点、地方支分部局は26年12月1日時点において、目標量を満たす時期が未定となっている例について記載した。

3 「目標量を満たす時期が未定となっている品目」欄は、目標量を満たす時期が未定であり備蓄が全く行われていない品目については「●」、目標量を満たす時期が未定であるが備蓄は行われている品目については「○」を記載した。

4 「B C P」は、業務継続計画を表す。

### 3 帰宅困難者の受入対策の推進

勸告	説明図表番号
<p>中央防災会議は、首都直下地震では東京都市圏で約 640 万人から約 800 万人、南海トラフ地震では中京都市圏で約 100 万人から約 110 万人及び京阪神都市圏で約 220 万人から約 270 万人の帰宅困難者が発生すると想定している。また、地方公共団体においても、札幌市で 12 万 9,000 人、広島市で約 7 万 8,000 人等、各地域で大規模な地震等が発生した場合の帰宅困難者数を想定している例がみられる。</p> <p>このように、大規模な地震等による災害が発生した場合、大都市圏では、多数の帰宅困難者の発生が予想されるため、官庁施設においても、地域の一員としての共助の取組の観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、帰宅困難者を受け入れる場合が想定される。</p> <p>今回、調査対象機関において、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>表 3-①</p> <p>表 3-②</p>
<p><b>(1) 帰宅困難者の対応方針の策定</b></p> <p>災害が発生した場合、国の庁舎に来庁していた者が帰宅困難となるおそれがある（当該帰宅困難者を以下「来庁者の帰宅困難者」という。）。また、買物客、観光客等で帰宅困難となった者（以下「庁舎外帰宅困難者」という。）が、国の庁舎に来訪することも想定される。</p> <p>調査対象機関の中には、来庁者の帰宅困難者の対応方針について、業務継続計画等において、庁舎内に受け入れる、周辺の受入施設を案内するなど定めている例がみられた。また、合同庁舎の管理官署又は単独庁舎の官署（以下総称して「管理官署」という。）である 13 府省計 119 機関の中には、来庁者の帰宅困難者と同様に、庁舎外帰宅困難者の対応方針を業務継続計画等に定めている例がみられた。</p> <p>一方、当省の調査時点において、業務継続計画が策定されていないなどのため、来庁者の帰宅困難者又は庁舎外帰宅困難者の対応方針が業務継続計画等において明確に定められていない例（6 府省計 39 機関）がみられた。</p>	<p>表 3-(1)-①</p> <p>～④</p> <p>表 3-(1)-⑤</p> <p>表 3-(1)-⑥</p>
<p><b>(2) 帰宅困難者の受入体制の整備</b></p> <p><b>ア 帰宅困難者の受入場所等の設定</b></p> <p>「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」では、各府省等は、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れ、業務継続計画において、受入可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとされている。</p> <p>また、「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第 2 次）」等において、帰宅困難者の受入に係る対応マニュアル等を作成しておく旨が定められている。</p> <p>調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者（来庁者の帰宅困難者又は庁舎外帰</p>	<p>表 3-(2)-ア</p> <p>-①</p> <p>表 3-(2)-ア</p> <p>-②、③</p>

<p>宅困難者。以下同じ。)を受け入れることとしている 12 府省計 69 機関の中には、業務継続計画や帰宅困難者の対応マニュアル等において具体的な受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を定めている例がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-ア -④~⑥</p>
<p>一方、帰宅困難者を受け入れることとしているが、業務継続計画等において、①受入場所が明確に定められていない例 (5 府省計 32 機関)、②受入可能人数が明確に定められていない例 (7 府省計 49 機関)、③受入場所の運営方法等が定められていない例 (7 府省計 26 機関) がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-ア -⑦</p>
<p><b>イ 地方公共団体との連携</b></p>	
<p>「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針 (第 2 次)」では、庁舎管理を行う府省においては、帰宅困難者の受入れに関し、地方公共団体との連携体制等について、あらかじめ定めておくこととされている。</p>	<p>表 3-(2)-ア -② (再掲)</p>
<p>調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 12 府省計 69 機関の中には、帰宅困難者の受入れに関し、地方公共団体と協定を締結している例及び対応マニュアルにおいて受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている例がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ -①、②</p>
<p>一方、庁舎外帰宅困難者を受け入れることとしないなどとして、所在する地方公共団体との連携が行われていない例 (9 府省計 52 機関) がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ -③</p>
<p>なお、これらの中には、地方公共団体との協定締結を検討している例 (1 府省計 1 機関) がみられた。</p>	
<p>他方、地方公共団体からは、①国の庁舎等において帰宅困難者の受入れが可能な場合は、一時滞在施設としての協力を依頼したい、②国の庁舎等において、どの程度受入可能なかを把握していないので、来庁者の帰宅困難者だけ受入可能な場合を含め、受入可能人数等についてあらかじめ情報を共有したい等の意見がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ -④</p>
<p><b>ウ 帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄</b></p>	
<p>「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」(平成 24 年 9 月 10 日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会) (注) では、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な食料、飲料水等の備蓄に努めるとされている。また、企業等 (官公庁を含む。) は、職員用に備蓄を行う場合、共助の観点から、外部の帰宅困難者のために職員の 10%程度の量を余分に備蓄することも検討することとされている。</p>	<p>表 3-(2)-ウ -①</p>
<p>(注) 内閣府及び東京都は、東日本大震災の際に首都圏で多数の帰宅困難者が発生したことを踏まえ、平成 23 年 9 月に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 (構成員は、内閣府、総務省、国土交通省、首都圏の地方公共団体、関係団体等) を設置。</p>	
<p>調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 12 府省計 69 機関の中には、帰宅困難者の受入れに必要な物資 (食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布。以下「帰宅困難者分の物資」という。) について、業務継続計画等</p>	<p>表 3-(2)-ウ -②~④</p>

<p>において備蓄の目標量を定めている例や、調達計画を策定し、計画的に備蓄している例がみられた。</p> <p>一方、帰宅困難者分の物資について、</p> <p>① 受入可能人数が明確に定められていない、業務継続計画等において備蓄する旨が定められていないなどのため、備蓄の目標量が定められていない例（食料：4府省計19機関、飲料水：4府省計19機関、簡易トイレ：4府省計23機関、毛布：4府省計36機関）がみられた。また、これらの中には、備蓄が全く行われていない例（食料：4府省計18機関、飲料水：4府省計18機関、簡易トイレ：4府省計20機関、毛布：4府省計22機関）がみられた。</p> <p>② 備蓄の目標量を定めているが、予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないなどのため、当省の調査時点において、目標量を満たす時期が未定となっている例（食料：4府省計6機関、飲料水：3府省計6機関、簡易トイレ：4府省計7機関、毛布：4府省計5機関）がみられた。</p>	<p>表 3－(2)－ウ －⑤</p> <p>表 3－(2)－ウ －⑥</p>
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係府省は、災害時における帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図り、帰宅困難者の受入対策を推進する観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 業務継続計画等において、帰宅困難者の対応方針を明確に定めること。（公正取引委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省）</p> <p>② 帰宅困難者を受け入れることとしている場合は、次の措置を講ずること。</p> <p>i 業務継続計画等において、受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を具体的に定めること。（宮内庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省）</p> <p>ii 所在する地方公共団体との連携を図るため、地方公共団体の要望を踏まえ、受入れに関する協定の締結、受入場所開設時の連絡内容等の明確化、受入可能人数等の情報の共有等の措置を講ずること。（総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）</p> <p>iii 帰宅困難者分の物資について、受入可能人数を明確に定めるなどにより、業務継続計画等において備蓄の目標量を明確に定めること。（総務省、法務省、財務省、国土交通省）</p> <p>また、業務継続計画等に定められた目標量を満たすよう、計画的に備蓄すること。（法務省、外務省、財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省）</p>	

### 表 3-① 中央防災会議における帰宅困難者数の想定

○ 首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～人的・物的被害（定量的な被害）～（平成 25 年 12 月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）＜抜粋＞

#### III ライフライン・交通施設等の被害

##### 6. 生活への影響

##### 6. 2 帰宅困難者

- ・ 平日の 12 時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人（自宅のあるゾーン外への外出者）は、東京都市圏で約 1,700 万人、うち東京都で約 940 万人に上ると想定される。
- ・ 地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、東京都市圏で約 640 万人～約 800 万人、うち東京都で約 380 万人～約 490 万人に上ると想定される。

○ 南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）～南海トラフ巨大地震で想定される被害～（平成 25 年 5 月中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）＜抜粋＞

#### 3. 被害想定（第二次報告）について

##### (3) 定量的な被害量

##### 1) 施設等の被害（ライフライン被害、交通施設被害等）

##### v) 主な推計結果

##### ③ 生活への影響

(前略)

##### ○ 帰宅困難者

- ・ 平日の 12 時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人（自宅のあるゾーンの外への外出者）は、中京都市圏で約 400 万人、京阪神都市圏で約 660 万人に上ると想定される。
- ・ 地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、中京都市圏で約 100 万人～約 110 万人、京阪神都市圏で約 220 万人～約 270 万人に上ると想定される。

(後略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3-② 地方公共団体において帰宅困難者数を想定している例

○ 札幌市地域防災計画 地震災害対策編（平成 27 年 3 月修正 札幌市防災会議）＜抜粋＞

第 2 章 災害予防計画

第 10 節 被災者支援の体制づくり

第 7 帰宅困難者対策

◇ 課題及び指針

（前略）

東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨大地震の被害想定的手法に基づく推計（平成 25 年度実施）では、最大で 12 万 9 千人の帰宅困難者の発生を想定しており、安全確保や帰宅支援のための対策が求められている。

（後略）

○ 広島市地震被害想定報告書（平成 25 年 12 月広島市）＜抜粋＞

第 I 編 本編

5 被害想定結果の概要

(3) 被害の想定

オ 生活支障

(イ) 帰宅困難者

（前略）

帰宅困難者の発生は、各想定地震とも市内の各区で震度 5 弱以上となるため帰宅困難者数は等しく、78,385 人である。交通結節点における帰宅困難者は、広島駅で最も多く、54,486 人である。

（後略）

○ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成 25 年 11 月徳島県）＜抜粋＞

③ 被害の様相

5. 生活支障等の様相

(2) 帰宅困難者

（前略）

平日の 12 時に地震が発生し、公共交通機関が広域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留する人（自宅のあるゾーン外への外出者）は、約 4 万人～約 5 万人に上る。

（後略）



○ 地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月福岡県）＜抜粋＞

第Ⅲ編 被害想定

7. 県民の生活支障、その他の調査

7.3 帰宅困難者数の想定

7.3.4 帰宅困難者数の想定結果

(1) 帰宅困難者数の想定結果

(前略)

帰宅困難者では政令指定都市である福岡市が約9万人以上、北九州市が約6万人と大きく、次いで久留米市が約3.6万人となり、全県で約45万人にも及ぶと想定された。

滞留者では福岡市が約25万人と第二位の北九州市の約12万人、久留米市の約5万人となり、全県は帰宅困難者と同様に73万人に及ぶと想定された。

(後略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 中央防災会議が帰宅困難者数を想定している東京都市圏、中京都市圏及び京阪神都市圏以外の地域において、地方公共団体が帰宅困難者数を想定している例について記載した。

表 3- (1) - ① 業務継続計画等における来庁者の帰宅困難者の対応方針の規定状況

区分	機関数
規定あり	168
① 庁舎内に受け入れる	94
② 周辺の帰宅困難者受入施設や地域の避難所を案内する	66
③ 管理官署の指示に従い対応する	5
④ 検討する、入居官署間で協議する	3
規定なし	10
計	178

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点のものである。  
 3 「① 庁舎内に受け入れる」欄は、業務継続計画等において、来庁者の帰宅困難者を指定した場所等に一時的に収容する旨を規定しているものを含む。  
 4 「規定なし」欄は、業務継続計画等において、来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない(明記されていない)ものである。

表 3- (1) - ② 調査対象機関が入居している庁舎の概要

区分	管理官署		入居官署			計	
	合同庁舎	単独庁舎	合同庁舎	民間ビル			
機関数	119	65	54	59	55	4	178

- (注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ③ 業務継続計画等における庁舎外帰宅困難者の対応方針の規定状況

区分	機関数
規定あり	90
① 庁舎内に受け入れる	31
② 周辺の帰宅困難者受入施設や地域の避難所を案内する	56
③ 検討する、入居官署間で協議する	3
規定なし	29
計	119

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 管理官署 (119 機関) における庁舎外帰宅困難者の対応方針の規定状況 (本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点) を記載した。  
 3 「規定なし」欄は、業務継続計画等において、庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない(明記されていない)ものである。

表 3- (1) - ④ 業務継続計画等において帰宅困難者の対応方針を規定している例

○ 千葉財務事務所総合防災・国民保護マニュアル（平成 26 年 6 月改定）＜抜粋＞

第 1 編 初期対応マニュアル

2 災害等緊急事態発生時の初期対応

(10) 帰宅困難者等への対応

地震、風水害等の災害が発生した場合で、施設の安全が確認された場合には、本庁舎の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等に対し、下記施設を一時滞在施設として開放するものとする。

ただし、千葉財務事務所業務継続計画に支障が生じる場合には、この限りではない。

(後略)

○ 経済産業省業務継続計画（平成 26 年 8 月改定）＜抜粋＞

第 5 章 業務継続のための執務環境の確保

6. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の経済産業省の第一の役割は、継続すべき優先業務の適切な実施であることを基本としつつ、可能な限り帰宅困難者への支援を行う。大臣官房厚生企画室及び大臣官房秘書課は、帰宅困難者対応の具体的方法等について、マニュアルを適切に見直していく。

(1) 来訪者

庁舎内の来庁者については、交通機関の復旧等により帰宅が可能と判断されるまでの間、待機できる場所を庁舎内に設置し、必要に応じて防災用品の配布を行う。

(2) 外部の帰宅困難者等

外部の帰宅困難者については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の可能な支援措置を講ずる。また、外部からの受入を実施する場合に備えて、500 人分のスペース・食料・用品を確保する。

○ 気象庁本庁災害対策要領（平成 26 年 7 月改定）＜抜粋＞

第 2 編 事例別対応編

第 7 章 首都直下地震発生時の気象庁本庁業務継続計画

第 1 節 総論及び本庁における業務継続計画

第 6 項 執務環境の確保

4 帰宅困難者への対応

(前略)

(来訪者、外部の帰宅困難者)

外部の帰宅困難者に対しては、東京都等からの要請を受け、又は自主的に気象庁講堂を一時滞在施設として、適宜受け入れる。総務課は、各部の協力を得て、その準備・運営を行う。

庁内各業者、来訪者に対しては、交通状況等を踏まえ、安全に移動できるようになるまで、むやみに移動しないよう勧め、必要に応じ気象庁講堂に受け入れる。

支援救護班は、必要に応じ、受け入れた帰宅困難者等に非常食糧、飲料水及び毛布等を提供するとともに、可能な限り負傷者の応急手当等を行う。

気象庁において帰宅困難者等の受け入れが困難な場合には、千代田区の指定する災害時退避場所（北の丸公園、皇居外苑等）への案内、誘導を行う。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ⑤ 業務継続計画等において来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない例

No.	府省名	機関名	対応方針が定められていない理由等
1	公正取引委員会	東北事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 6 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
2	公正取引委員会	近畿中国四国事務所	業務継続計画に対応方針が明記されていない。 なお、平成 27 年 6 月に業務継続計画を改定し、対応方針を規定済み。
3	総務省	北海道管区行政評価局	業務継続計画に対応方針が明記されていない。 なお、平成 27 年 6 月に業務継続計画を改定し、対応方針を規定済み。
4	総務省	千葉行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 26 年 12 月 25 日に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
5	総務省	東京行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
6	総務省	新潟行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
7	総務省	長崎行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
8	厚生労働省	東海北陸厚生局	業務継続計画を策定していない。
9	厚生労働省	近畿厚生局	業務継続計画を策定していない。
10	厚生労働省	四国厚生支局	業務継続計画を策定していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 業務継続計画等に来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない（明記されていない）ものを記載した（平成 26 年 12 月 1 日時点）。

表 3- (1) - ⑥ 業務継続計画等において庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない例

No.	府省名	機関名	対応方針が定められていない理由等	
1	法務省	仙台入国管理局	庁舎の耐震工事が完了していないため、庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。	
2	財務省	徳島財務事務所	庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。	
3	財務省	函館税関	庁舎の立地上、庁舎外帰宅困難者の発生を想定していない。	
4	財務省	門司税関	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がなく、庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。	
5	財務省	長崎税関	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がなく、庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。	
6	財務省	千葉税関支署	庁舎の立地上、庁舎外帰宅困難者の発生を想定していない。	
7	厚生労働省	札幌東労働基準監督署	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がない。	
8	厚生労働省	川崎南労働基準監督署		
9	厚生労働省	三条労働基準監督署		
10	厚生労働省	十日町労働基準監督署		
11	厚生労働省	福山労働基準監督署		
12	厚生労働省	広島北労働基準監督署		
13	厚生労働省	鳴門労働基準監督署		
14	厚生労働省	東かがわ労働基準監督署		
15	厚生労働省	行橋労働基準監督署		
16	厚生労働省	札幌公共職業安定所		
17	厚生労働省	横浜公共職業安定所		
18	厚生労働省	川崎公共職業安定所		
19	厚生労働省	上越公共職業安定所		
20	厚生労働省	新津公共職業安定所		
21	厚生労働省	金沢公共職業安定所		
22	厚生労働省	七尾公共職業安定所		
23	厚生労働省	加賀公共職業安定所		
24	厚生労働省	広島東公共職業安定所		
25	厚生労働省	徳島公共職業安定所		
26	厚生労働省	高松公共職業安定所		
27	厚生労働省	八幡公共職業安定所		
28	国土交通省	四国地方整備局		庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。
29	国土交通省	東京第一営繕事務所		地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を改定し、対応方針を規定済み。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 管理官署 (119 機関) において、業務継続計画等に庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない (明記されていない) ものを記載した (平成 26 年 12 月 1 日時点)。

表 3- (2) - ア - ① 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）＜抜粋＞

第 2 章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第 1 節 首都直下地震発生時における対応

8 帰宅困難者の受入れ

各府省等は、駅周辺や路上に帰宅困難者が多数発生することにより社会的な混乱が生ずることを回避するため、第 2 節 2(5)に基づき省庁業務継続計画に定めたところにより、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れる。

第 2 節 政府の業務継続への備え

2 執行体制

(5) 帰宅困難者の受入れ体制

各府省等は、首都直下地震が通常の勤務時間に発生し、多数の帰宅困難者が発生する事態に備え、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、省庁業務継続計画において、受入れ可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) - ア - ② 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第 2 次）（平成 24 年 5 月 29 日首都直下地震対策局長級会議申合せ）＜抜粋＞

3 災害対策本部等の執務環境の確保

④ 帰宅困難者対応

平日昼間に首都直下地震が発生した場合を想定して、職員の一斉帰宅を抑制するため、首都圏所在の対応が可能な国の官署について、全職員及び庁舎への来訪者が少なくとも 3 日間は職場にとどまることができる対策を各府省庁において本年夏までに検討し、一定の結論を得る。

また、庁舎管理を行う府省庁においては、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れについて、業務継続に支障が生じないよう、その円滑な受入に向けて、受入・滞在場所や誘導體制、市区町村との連携体制等について、管理する庁舎ごとにマニュアルを作成する等、あらかじめ定めておくこととする。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) - ア - ③ 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成 27 年 2 月 20 日首都直下地震  
帰宅困難者等対策連絡調整会議）〈抜粋〉

## 第 1 章 基本的な考え方

### 1. 背景

首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等については、帰宅が可能となるまでの間、待機する場所がないことが想定される。

このような 帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。

## 第 2 章 一時滞在施設の確保

### 1. 都県、市区町村、国及び事業者の役割分担

#### (3) 国

国が所有・管理する施設について、受入可能な場合は、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。

## 第 3 章 一時滞在施設の運営の準備（平常時）

### 1. 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又はこの受入を含む防災計画をあらかじめ作成しておく。（後略）

### 2. 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営計画又は防災計画に、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である。

#### (1) 施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

#### (2) 受入定員

約 3.3 m<sup>2</sup>当たり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。

また、通路として使用する部分等については定員の算出から除外する。

#### (3) 運営要員の確保

（略）

#### (4) 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留

者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

- (5) 帰宅困難者の受入の手順
- (6) 施設滞在者への情報提供の手順
- (7) 備蓄品の配布手順
- (8) 要配慮者への対応
- (9) セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止体制の整備を行う。

(注) 下線は当省が付した。



表 3- (2) - ア-④ 帰宅困難者の受入場所等の設定状況

(単位：機関)

区分	受入場所	受入可能人数	受入場所の運営方法等
規定あり	37	20	43
① 業務継続計画	15	6	7
② その他防災関係規程	14	6	28
③ 帰宅困難者の対応マニュアル	8	8	8
規定なし	32	49	26
計	69	69	69

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関における帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等の設定状況（本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点）を記載した。

3 「② その他防災関係規程」欄は、業務継続計画以外の防災マニュアル、消防計画等に規定されているものである。

4 「規定なし」欄は、業務継続計画等において定められていない(明記されていない)ものである。

表 3- (2) - ア-⑤ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
財務省	東京財務事務所	「東京財務事務所版業務継続計画（地震対応）」（平成 26 年 7 月改定）において、帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、受入可能日数、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容等を規定している。
農林水産省	農林水産省本省	「農林水産省業務継続計画（首都直下地震対策）第 2 版」（平成 26 年 8 月）において、帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、対応要員、受入れまでの手順、帰宅困難者の入退出管理、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容等を規定している。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - ア-⑥ 帰宅困難者の対応マニュアルを策定している例

府省名	機関名	事例の概要
法務省	法務省本省	「中央合同庁舎第 6 号館における帰宅困難者の受入等マニュアル」（平成 25 年 4 月）を策定し、受入場所、受入可能人数、対応要員、受入れの手順、帰宅困難者の入退出管理、救護体制、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容等を規定している。 なお、当該マニュアルは、中央合同庁舎第 6 号館の入居官署に配布されている。
経済産業省	経済産業省本省	「職員・来庁者等への対応マニュアル」（平成 24 年 5 月改定）を策定し、帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、対応要員、受入れの手順、帰宅困難者の入退出管理、帰宅困難者への物資の配布手順等を規定している。

(注) 当省の調査結果による。

表3-2-ア-⑦ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等が明確に定められていない例

No.	府省名	機関名	受入場所等の設定状況			No.	府省名	機関名	受入場所等の設定状況		
			受入場所	受入可能人数	運営方法等				受入場所	受入可能人数	運営方法等
1	宮内庁	宮内庁本庁	○	○	○	26	財務省	大阪国税局	○	○	
2	総務省	総務省本省	○	○	○	27	財務省	高松国税局	○	○	
3	総務省	東海総合通信局		○		28	財務省	金沢税務署	○	○	
4	法務省	仙台法務局	○	○	○	29	財務省	七尾税務署		○	
5	法務省	名古屋法務局		○		30	財務省	小松税務署	○	○	
6	法務省	千葉地方法務局	○	○	○	31	財務省	呉税務署	○	○	
7	法務省	徳島地方法務局	○	○	○	32	財務省	徳島税務署	○	○	
8	法務省	長崎地方法務局	○	○	○	33	財務省	鳴門税務署	○	○	
9	法務省	仙台入国管理局	○	○	○	34	財務省	坂出税務署	○	○	
10	外務省	外務省本省		○	○	35	財務省	長崎税務署	○	○	
11	財務省	財務省本省		○		36	厚生労働省	厚生労働省本省		○	○
12	財務省	北海道財務局	○	○	○	37	国土交通省	東北地方整備局		○	○
13	財務省	東北財務局	○	○	○	38	国土交通省	中部地方整備局		○	
14	財務省	北陸財務局	○	○	○	39	国土交通省	近畿地方整備局	○	○	○
15	財務省	近畿財務局	○	○	○	40	国土交通省	四国地方整備局			○
16	財務省	福岡財務支局	○	○	○	41	国土交通省	九州地方整備局	○	○	○
17	財務省	釧路財務事務所		○		42	国土交通省	東京第一営繕事務所	○	○	○
18	財務省	東京税関		○	○	43	国土交通省	東北運輸局	○	○	○
19	財務省	大阪税関		○	○	44	国土交通省	四国運輸局	○	○	○
20	財務省	門司税関	○	○	○	45	国土交通省	千葉運輸支局		○	
21	財務省	長崎税関		○	○	46	国土交通省	東京運輸支局		○	
22	財務省	札幌国税局	○	○		47	国土交通省	長崎運輸支局	○	○	○
23	財務省	東京国税局	○	○		48	国土交通省	気象庁本庁		○	
24	財務省	金沢国税局	○	○		49	国土交通省	第二管区海上保安本部		○	
25	財務省	名古屋国税局	○	○		50	国土交通省	第六管区海上保安本部		○	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている69機関において、業務継続計画等に帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等のいずれかが定められていない(明記されていない)例(本府省は平成27年4月1日時点、地方支分部局は26年12月1日時点)を記載した。  
 3 「受入場所等の設定状況」欄は、業務継続計画等において定められていない(明記されていない)ものに「○」を記載した(受入場所が定められていない例:32機関、受入可能人数が定められていない例:49機関、運営方法等が定められていない例:26機関)。  
 4 No.4、5、6、11、17、18、29、37、38、41、48、49、50は、帰宅困難者を受け入れることとしている。そのほかの機関は、来庁者の帰宅困難者のみを受け入れることとしている。  
 5 総務省本省(No.2)は、平成27年6月に帰宅困難者の対応マニュアルを策定し、受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を規定済みである。  
 6 東海総合通信局(No.3)は、名古屋合同庁舎第3号館防災マニュアルを改定し、帰宅困難者の受入可能人数等を規定予定である。  
 7 東京第一営繕事務所(No.42)は、平成27年3月に業務継続計画を改定し、受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を規定済みである。

表 3- (2) - イ - ① 帰宅困難者の受入に係る地方公共団体との協定を締結している例

区分		事例の概要	
府省名		財務省	国土交通省
機関名		横浜財務事務所	千葉国道事務所
庁舎名		横浜第 2 合同庁舎	単独庁舎
協定締結状況	地方公共団体名	横浜市	千葉市
	協定締結時期	平成 23 年 12 月	平成 26 年 12 月
	協定の主な内容	帰宅困難者の受入に当たっての市との役割分担、受入場所の開設基準、帰宅困難者への支援内容等	帰宅困難者の受入に当たっての市との役割分担、受入場所の開設基準、帰宅困難者への支援内容等
マニュアルの策定状況	名称	「横浜第 2 合同庁舎帰宅困難者一時滞在施設等運営標準マニュアル」(平成 26 年 11 月)	「帰宅困難者等の対応マニュアル」(平成 27 年 1 月)
	主な内容	受入場所、受入可能人数、運営要員、受入場所の開設から閉鎖までの手順、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容、市との連絡体制等	受入場所、受入可能人数、運営要員、受入場所の開設基準、受入の手順、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容、市との連絡体制等

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - イ - ② 帰宅困難者の受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
内閣府	内閣府本府	帰宅困難者の受入対応マニュアルにおいて、帰宅困難者を受け入れる場合には、庁舎が所在する区の担当課に連絡する旨定めている。
文部科学省	文部科学省本省	帰宅困難者の受入対応マニュアルにおいて、地方公共団体に帰宅困難者の受入人数等を定期的に連絡すること、帰宅困難者が多い場合には周辺の一時滞在施設候補や今後の対応方法を確認すること等を定め、周辺の地方公共団体の担当課の連絡先を記載している。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - イ - ③ 帰宅困難者の受入れに係る地方公共団体との連携が行われていない例

No.	府省名	機関名	連携が行われていない理由等
1	総務省	総務省本省	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。 なお、平成 27 年 6 月に帰宅困難者の対応マニュアルを策定し、帰宅困難者の受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている。
2	総務省	東海総合通信局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の避難所等を案内することとしている。
3	法務省	仙台法務局	地方公共団体から避難所として指定されていない。
4	法務省	名古屋法務局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
5	法務省	千葉地方法務局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
6	法務省	長崎地方法務局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。 また、地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
7	法務省	仙台入国管理局	庁舎の耐震工事が完了していないため、庁舎外帰宅困難者の対応方針を定めていない。
8	法務省	東京入国管理局	地方公共団体から「地区内残留地区」（大規模な延焼火災の危険性が少ないため広域的な避難を要しない地区。災害時には建物内に留まることが推奨されている。）に設定されているため。
9	外務省	外務省本省	外交上の機微な情報を扱っている業務の特性上、庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
10	財務省	財務省本省	想定している庁舎外帰宅困難者数について、業務継続計画等で定めている帰宅困難者の受入場所に対応可能と考えているため。
11	財務省	北海道財務局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
12	財務省	東北財務局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
13	財務省	近畿財務局	災害時は、内閣府の現地対策本部が設置されるため、庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
14	財務省	福岡財務支局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請があれば、検討する。
15	財務省	千葉財務事務所	地方公共団体に対し、協定締結を働きかけている。
16	財務省	東京財務事務所	庁舎の耐震基準等の安全性を踏まえ、来訪者等の限定的な受入れを想定している。
17	財務省	新潟財務事務所	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
18	財務省	東京税関	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
19	財務省	門司税関	庁舎外帰宅困難者の対応方針を定めていない。
20	財務省	長崎税関	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
21	財務省	札幌国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
22	財務省	東京国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
23	財務省	金沢国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
24	財務省	名古屋国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
25	財務省	大阪国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
26	財務省	高松国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
27	財務省	金沢税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
28	財務省	小松税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
29	財務省	徳島税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
30	財務省	鳴門税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
31	財務省	坂出税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
32	財務省	長崎税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
33	厚生労働省	厚生労働省本省	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。

No.	府省名	機関名	連携が行われていない理由等
34	農林水産省	農林水産省本省	政府全体として地方公共団体と協議する方が効率的であると思料。
35	農林水産省	東海農政局	地方公共団体の帰宅困難者対策に係る情報を収集し、連携、協力について検討する。
36	農林水産省	北海道森林管理局	地方公共団体の帰宅困難者対策に係る情報を収集し、連携、協力について検討する。
37	農林水産省	近畿中国森林管理局	他の国の出先機関とともに地方公共団体と協議する方が効率的であり、今後、他の国の出先機関と連携して検討していく。
38	農林水産省	香川森林管理事務所	他の国の出先機関とともに地方公共団体と協議する方が効率的であり、今後、他の国の出先機関と連携して検討していく。
39	経済産業省	経済産業省本省	庁舎外帰宅困難者は、官邸等から指示があった場合に受け入れることとしている。
40	国土交通省	国土交通省本省	地方公共団体の帰宅困難者対策に係る情報を収集し、適切な連携、協力の在り方について検討する。
41	国土交通省	東北地方整備局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
42	国土交通省	近畿地方整備局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
43	国土交通省	四国地方整備局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
44	国土交通省	九州地方整備局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
45	国土交通省	東京第一営繕事務所	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
46	国土交通省	東北運輸局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
47	国土交通省	四国運輸局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
48	国土交通省	千葉運輸支局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
49	国土交通省	東京運輸支局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
50	国土交通省	長崎運輸支局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
51	国土交通省	気象庁	帰宅困難者を受け入れる旨を業務継続計画に明記し、公表している。また、地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
52	防衛省	防衛省本省	災害時における業務の特性上、庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関において、所在する地方公共団体との連携が行われていない例（本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点）を記載した。

表 3- (2) - イ - ④ 国の庁舎における帰宅困難者の受入れに関する地方公共団体の主な意見

<p>○ 国の庁舎等において帰宅困難者の受入れが可能な場合は、一時滞在施設としての協力を依頼したい。</p> <p>○ 国の庁舎等においてどの程度受入可能なのかを把握していない。来庁者もその地域で発生する帰宅困難者であるので、来庁者の帰宅困難者だけ受入可能な場合を含め、受入可能人数等について、あらかじめ情報を共有したい。</p> <p>○ 帰宅困難者の退避施設の整備等の検討を進めていく予定であり、帰宅困難者の受入れが可能な国の庁舎等があれば、退避施設として指定させてほしい。</p>
---

(注) 当省の調査結果による。

表 3－(2)－ウ－① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月 10 日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞

## 第 2 章 一斉帰宅の抑制

### 2. 企業等における施設内待機

#### ◇ 企業等における対応

##### (1) 平常時

##### ② 企業等における施設内待機のための備蓄について

##### ii. 備蓄量の目安

中央防災会議が定めた「首都直下地震対策大綱」において、発災後 3 日間程度を応急対策活動期としていること、また、発災時の被救助者の生存率は 4 日目以降激減することから、発災後 3 日間は救助・救出活動を優先させる必要がある。そのため、従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、発災後 3 日間は企業等が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は 3 日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 企業等は、震災の影響の長期化に備え、3 日分以上の備蓄についても検討していく。
- ・ 企業等は、3 日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

（後略）

## 第 3 章 一時滞在施設の確保

### 4. 一時滞在施設の運営の準備（平常時）

#### (3) 受入れのための環境整備

##### ⑤ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

施設管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な水、食料、ブランケット、簡易トイレなどの物資の備蓄に努める。

（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 3- (2) -ウ-② 帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄状況

(単位：機関)

区分	備蓄物資の種類			
	食料	飲料水	簡易トイレ	毛布
① 備蓄の目標量を定めている	50	50	41	31
i) 計画的に備蓄	44	44	34	26
ii) 目標量を満たす時期が未定	6	6	7	5
② 備蓄の目標量が定められていない	19	19	23	36
i) 備蓄が全く行われていない	18	18	20	22
ii) 備蓄あり	1	1	3	14
③ その他	0	0	5	2
計	69	69	69	69

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関における帰宅困難者分の物資の備蓄状況（本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点）を記載した。

3 「① 備蓄の目標量を定めている」欄の「i) 計画的に備蓄」欄は、既に目標量を備蓄済みのもの、目標量を満たす時期が具体的に定められているものである。

4 「③ その他」欄は、備蓄の目標量を定めていないが、非常用排水槽等があるためトイレは使用可能としているもの、毛布について受入可能人数分以上を備蓄しているもの等である。

表 3- (2) -ウ-③ 業務継続計画等において帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
農林水産省	農林水産省本省	「農林水産省業務継続計画（首都直下地震対策）第 2 版」（平成 26 年 8 月）において、帰宅困難者分の食料、飲料水、簡易トイレ、毛布を 1 日分備蓄することとしているほか、受入可能人数、一人一日当たりの量（職員分と同じ）を定めている。
国土交通省	気象庁	「気象庁本庁災害対策要領」（平成 26 年 7 月改定）において、外部の帰宅困難者用として職員の 10% 程度の人数の 3 日分を備蓄すること及び一人一日当たりの量（職員分と同じ）を定めている（注 2）。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 気象庁本庁災害対策要領については、表 2-④参照。

表 3- (2) -ウ-④ 帰宅困難者分の物資について調達計画を策定している例

府省名	機関名	事例の概要
財務省	東京税関	<p>食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布について、賞味期限等を勘案し、職員分に帰宅困難者分を加えた平成 32 年度までの調達計画（毎年度の購入数等を設定）を策定し、計画的に備蓄することとしている。</p> <p>なお、平成 26 年 12 月 1 日時点で目標量（職員数の 1 割程度の 3 日分）を備蓄済み。</p>
経済産業省	経済産業省本省	<p>食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布について、職員分に帰宅困難者分を加えた平成 33 年度までの調達計画（毎年度の繰越数、新規購入数、廃棄数、年度末の在庫数を設定）を策定し、計画的に備蓄することとしている。</p> <p>なお、平成 26 年 12 月 1 日時点で、目標量（500 人の 3 日分）を備蓄済み。</p>

(注) 当省の調査結果による。



表3-(2)-ウ-⑤ 帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量が定められていない例

No.	府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等
			食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
1	総務省	東海総合通信局	●	●	●	●	施設機能の被災状況を確認した上で、受入可能人数等を検討することとしていた。 なお、名古屋合同庁舎第3号館防災マニュアルを改定し、備蓄の目標量等を規定予定。
2	法務省	仙台北法務局				○	1人当たりの目標量を定めていない。
3	法務省	名古屋法務局	○	○	○	●	受入可能人数を定めていない。
4	法務省	千葉地方法務局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
5	法務省	長崎地方法務局				●	防災用品管理要領において、来庁者の帰宅困難者の食料、飲料水及び簡易トイレを備蓄する旨定めているが、毛布については定められていない。
6	法務省	仙台入国管理局	●	●	●	●	庁舎の耐震工事が完了していないため、受入可能人数を定めていない。
7	法務省	東京入国管理局				○	1人当たりの目標量を定めていない。
8	財務省	北海道財務局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
9	財務省	東北財務局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
10	財務省	北陸財務局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
11	財務省	福岡財務支局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
12	財務省	千葉財務事務所				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
13	財務省	東京財務事務所			○	○	1人1日当たりの目標量を定めていない。
14	財務省	横浜財務事務所				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
15	財務省	新潟財務事務所				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
16	財務省	横浜税関	●	●	●	●	1人1日当たりの目標量及び日数を定めていない。
17	財務省	大阪税関				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
18	財務省	門司税関	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
19	財務省	長崎税関			●	○	非常用物品備蓄基準において、食料及び飲料水の備蓄は来庁者の帰宅困難者分を考慮する旨定めているが、簡易トイレ及び毛布については定められていない。
20	財務省	金沢税務署	●	●	●	●	非常災害時備蓄品の配備基準において、来庁者の帰宅困難者分の物資の目標量は定められていない。
21	財務省	七尾税務署	●	●	●	●	
22	財務省	小松税務署	●	●	●	●	
23	財務省	呉税務署	●	●	●	●	
24	財務省	徳島税務署	●	●	●	●	
25	財務省	鳴門税務署	●	●	●	●	
26	財務省	坂出税務署	●	●	●	●	
27	財務省	長崎税務署	●	●	●	●	

No.	府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等
			食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
28	国土交通省	東北地方整備局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
29	国土交通省	中部地方整備局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
30	国土交通省	近畿地方整備局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
31	国土交通省	四国地方整備局				●	業務継続計画及び高松サポート合同庁舎の非常食備蓄基準において、備蓄の目標量を定めているが、毛布については定められていない。
32	国土交通省	九州地方整備局			●	●	業務継続計画において、食料と飲料水を備蓄する旨定めているが、簡易トイレ及び毛布については、定められていない。
33	国土交通省	東京第一営繕事務所				○	1人当たりの目標量を定めていない。 なお、平成27年3月に業務継続計画を改定し、毛布の目標量を設定済み。
34	国土交通省	東北運輸局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
35	国土交通省	四国運輸局			○	○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。また、簡易トイレの1人1日当たりの目標量を定めていない。
36	国土交通省	長崎運輸支局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている69機関において、帰宅困難者の受入れに必要な物資（食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布）の備蓄の目標量が定められていない例（平成26年12月1日時点）を記載した。

3 「備蓄の目標量が定められていない品目」欄は、目標量が定められておらず、i) 備蓄が全く行われていない品目について「●」、ii) 備蓄が行われている品目について「○」を記載した。

表 3- (2) -ウ-⑥ 帰宅困難者分の物資の備蓄について目標量を満たす時期が未定となっている例

No.	府省名	機関名	目標量を満たす時期が未定となっている品目				未定となっている理由等
			食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
1	法務省	徳島地方法務局	●	●	●	●	高松法務局ブロック管内防災用品配備基準に基づき、来庁者の帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定めているが、具体的な調達予定時期や数量は定めていない。
2	外務省	外務省本省				●	職員分の備蓄物資を優先して調達しているため。
3	財務省	福岡財務支局	●	●	●		職員分の備蓄物資を優先して調達しているため。
4	財務省	千葉財務事務所			●		食料、飲料水の調達を優先しているため。
5	財務省	東京財務事務所	●	●			予算や保管場所等の範囲内で調達しているため。
6	財務省	横浜財務事務所			●		2人分不足しているが、今後の調達予定は未定。
7	財務省	名古屋税関		●		●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていない。
8	農林水産省	北海道森林管理局	●	●		●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていない。
9	農林水産省	香川森林管理事務所	●	●	●	●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていない。
10	国土交通省	千葉運輸支局			●		食料、飲料水の調達を優先して調達しているため。
11	国土交通省	東京運輸支局			●		食料、飲料水の調達を優先して調達しているため。
12	防衛省	防衛省本省	●				職員分の備蓄物資を優先して調達しているため。

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関において、帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定めているが、目標量を満たす時期が未定となっている例(本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点) を記載した。
- 3 「目標量を満たす時期が未定となっている品目」欄は、該当する品目について「●」を記載した。

#### 4 備蓄物資の保管の適正化等

勸告	説明図表番号
<p>「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」では、食料、飲料水等の備蓄の際には、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮するとされ、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要があるとされている。</p>	表 4-①
<p>また、「中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版」(平成 19 年 6 月内閣府)において、業務継続計画の策定に当たり、食料、飲料水等の確保状況(備蓄量等)を確認する際には、備蓄物資の利用に係るリスク(備蓄場所の被災、備蓄物資を取り出せる人の確保、備蓄物資の劣化等)も併せて考慮することとされている。</p>	表 4-②
<p>今回、調査対象機関において、備蓄物資の保管状況等を調査した結果、次のとおり、災害時に備蓄物資を円滑に配布するための措置及び備蓄物資の賞味期限や数量を適切に管理するための措置を講じている例がみられた。</p>	表 4-③～⑤
<p>① 備蓄物資を各階又は各課室に分散させて保管している例や、過去の災害でエレベーターが停止したことを踏まえ、保管場所を執務室の近くに変更した例</p> <p>② 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるため、備蓄物資の保管場所に台車等を配備し、搬送手段を確保している例</p> <p>③ 保管場所において備蓄物資の賞味期限や数量を分かりやすく明示している例</p> <p>一方、次のとおり、災害時には備蓄物資の円滑・迅速な配布に支障が生じるおそれのある例がみられた。</p>	
<p>① 津波等の浸水想定区域に所在している機関において、浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例(5 府省計 15 機関)がみられ、これらの中には、当該保管場所に全ての備蓄物資を保管している例(2 府省計 7 機関)がみられた。</p>	表 4-⑥
<p>② 執務室は高層階にあるが、そこから最大で 10 階以上離れている地下や低層階の 1 か所に備蓄物資を保管しているなど、災害時にエレベーターが停止した場合は、備蓄物資の搬送に支障が生じるおそれのある例(7 府省計 8 機関)がみられた。</p>	表 4-⑦
<p>なお、調査対象機関の中には、東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、備蓄物資を地下から高層階まで階段で搬送し、労力を要したとしている例がみられた。</p>	表 4-⑧
<p>③ 複数の庁舎で業務を行っているが、備蓄物資は一つの庁舎に保管しているなど、庁舎ごとに職員数に応じた備蓄を行っていないなどのため、災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その手段や体制が明確に定められていない例(4 府省計 5 機関)がみられた。</p>	表 4-⑨
<p>④ 備蓄物資の賞味期限又は有効期限(以下「賞味期限等」という。)の点検が適切に行われていない、賞味期限等が過ぎたものについて速やかに更新されていないなどのため、賞味期限等が過ぎているものが保管されており、備蓄物資が劣化するおそれのある例(5 府省計 9 機関)がみられた。</p>	表 4-⑩
<p>⑤ 備蓄物資の数量等の点検が適切に行われていないなどのため、一覧表等により把握</p>	表 4-⑪

している数量や保管場所が実態と異なっている例（4府省計5機関）がみられた。

**【所見】**

したがって、関係府省は、備蓄物資の保管の適正化等を図り、災害時に備蓄物資を円滑・迅速に配布する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している場合は、保管場所の見直し等の措置を講ずること。（法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省）
- ② 高層庁舎において、執務室等と備蓄物資の保管場所の階層が離れている場合は、備蓄物資の一部を執務室の近くに保管するなど、エレベーターが停止した場合に備えた措置を講ずること。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省）
- ③ 複数の庁舎で業務を行っているが、備蓄物資は一つの庁舎に保管しているなど、災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定される場合は、庁舎ごとの職員数に応じた備蓄の実施、搬送体制等の明確化、搬送手段の確保等の措置を講ずること。（内閣府、法務省、厚生労働省、国土交通省）
- ④ 備蓄物資の劣化防止を図るため、賞味期限等が過ぎたものを長期間保管することがないように、賞味期限等の点検を定期的を実施し、賞味期限等が過ぎたものについては適切な時期に更新すること。（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
- ⑤ 備蓄物資の適切な管理を図るため、数量等の点検を定期的を実施し、備蓄物資の数量、保管場所等を記載している一覧表等と実態を一致させること。（総務省、法務省、財務省、経済産業省）

表 4-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月 10 日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞

第 2 章 一斉帰宅の抑制

2. 企業等における施設内待機

◇ 企業等における対応

(1) 平常時

② 企業等における施設内待機のための備蓄について

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。

その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

i 備蓄品の保管及び配布

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。

また、配布作業の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

なお、保管されている備蓄品が避難通路を塞ぐ障害物となり、消防法令等の違反状態（スプリンクラー設備の放水ヘッドを塞ぐこと、自動火災報知設備の感知器の設置が免除されている PS（パイプシャフト）※、機械室等を倉庫として使用すること等）とならないようにする。

※ パイプシャフト：各階を通じ、たて方向に各種配管（給排水管やガス管等）を通すために、床や天井を貫通して設けられる空間のこと。

ii （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 4-② 中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版（平成 19 年 6 月内閣府）〈抜粋〉

3. 業務継続計画の策定と運用

3. 6 業務プロセスと必要資源の分析

3. 6. 1 基幹的な資源等の確保状況の確認

① 概要と目的

本項では、業務の実施上必要となる資源の確保状況や、職員の安否確認といった発災後の基本的業務の準備状況を確認する方法について述べる。

このような確認を行うことによって、業務を実施する際の周辺環境条件を明らかにし、次項で述べる業務プロセス分析を円滑に行えるようにすることを目的とする。

② 内容

危機的状況下での業務遂行を支える基幹的資源（リソース）の確保状況を分析することとする。

以下の資源等は、業務を継続する上での基礎をなすものであり、地震時におけるこれら資源等の状況を想定して、業務継続にどの程度の支障をもたらすのかを確認するものとする。その結果、業務継続に支障が生じることが想定された場合には、当該支障の除去・緩和策を検討するとともに、当面の間の業務継続性の検討に際しては、基礎条件が満たされない環境下での業務執行状況を想定するものとする。

■ 基礎資源 1（職員）

（略）

■ 基礎資源 2（庁舎）

（略）

■ 基礎資源 3（電気・トイレ・通信等）

（略）

■ 基礎資源 4（飲料水・食料等）

飲料水・食料の確保状況（備蓄量及び時系列別の調達見込み）を確認する。 庁舎内で活動する人々の数と対比した不足量又は余裕量を評価し、飲料水及び食料等の供給状況を想定する。なお、備蓄物資の利用に係るリスク（備蓄場所の被災、備蓄物を取り出せる人の確保、備蓄物の劣化等）や物資調達に係るリスクも併せて考慮する。

（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 4-③ 備蓄物資を各階又は各課室に分散させて保管している例や、過去の災害を踏まえ保管場所を執務室の近くに変更した例

府省名	機関名	事例の概要
法務省	法務省本省	<p>全ての職員分の備蓄物資を各課室（地下 1 階から 20 階までに所在）で保管・管理している。各課室では、執務室内のキャビネット等に保管しており、保管場所、数量を記載した「保管先一覧」を作成し、管理している。</p> <p>なお、帰宅困難者分の備蓄物資は、帰宅困難者の受入場所に近い倉庫に職員分と分けて保管している。</p>
法務省	東京入国管理局	<p>食料及び飲料水については、2 階から 12 階までの各階に保管しており、簡易トイレについては、2 階から 7 階及び 12 階に保管している。</p>
経済産業省	経済産業省本省	<p>災害時に直ちに備蓄物資を使用できるよう、「職員・来庁者等への対応マニュアル」（平成 24 年 5 月改定）に基づき、職員の半日分の備蓄物資を各階（地下 1 階から 17 階までの給湯室）に保管している。</p> <p>これらの保管場所では、紛失防止のため、備蓄物資にネットを張り、災害時以外の開封・使用は厳禁である旨を掲示している。また、警備員が毎日、庁舎内の巡回の際に目視で点検している。</p>
国土交通省	第三管区海上保安本部	<p>備蓄物資を主に地下倉庫に保管していたが、東日本大震災の際に、エレベーターが停止したことを踏まえ、その後は、簡易トイレ及び毛布の一部を除き、執務室（15 階及び 20 階から 22 階までに所在）に近い 21 階に保管している。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表 4-④ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送する手段を確保している例

府省名	機関名	事例の概要
財務省	大阪税関	<p>大阪港湾合同庁舎、大阪税関監視部庁舎（以下「監視部庁舎」という。）及び税関研修所大阪支所（以下「研修所」という。）（いずれも所在地は大阪市港区）において業務を行っており、各庁舎に備蓄物資を保管している。大阪税関では、業務継続計画において、津波警報が発令された場合、監視部庁舎及び研修所の職員は、大阪港湾合同庁舎に避難することとしており、この場合、備蓄物資を搬送することが想定される。</p> <p>このため、大阪税関は、備蓄物資を円滑・迅速に搬送するため、研修所における備蓄物資の保管場所に台車、折りたたみ式リヤカー及び自転車を配備している（研修所と大阪港湾合同庁舎の距離は約 200m）。</p>

（注） 当省の調査結果による。



表 4-⑤ 備蓄物資の賞味期限や数量を適切に管理するための措置を講じている例

府省名	機関名	事例の概要																		
財務省	大阪国税局	<p>①備蓄物資の品目、数量、賞味期限、保管場所等を記載した「非常用備蓄品等一覧表」、②保管場所における備蓄物資の配置図を作成し、備蓄物資を管理している。配置図には、配置場所のみならず、数量、配備時期、賞味期限等を記載している。また、備蓄物資にも数量、賞味期限等を記載した用紙を貼付している。</p>																		
農林水産省	農林水産省 本省	<p>食料及び飲料水について、一部を除き、3日分を1セットとして段ボール箱に梱包したものを調達し、保管している。食料及び飲料水の賞味期限は、段ボール箱ごとに統一されており、段ボール箱には、品目、数量、賞味期限等が明記されている。</p> <p>なお、農林水産省は、調達時の仕様書において、段ボール箱に内容物及び賞味期限を明記するよう指示している。</p>																		
農林水産省	東海農政局	<p>①備蓄物資の品目ごとに、受領・在庫確認年月日、数量、賞味期限、賞味期限までの残り期間、保管場所、保管場所における配置図等を記載した「災害物品受払簿」、②品目ごとの数量、賞味期限を図表化した「賞味期限管理一覧」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>また、保管場所において、備蓄物資が入った段ボール箱に、下図のとおり、賞味期限までの残り期間等を記載した用紙を貼付している。</p> <p style="text-align: center;">図 備蓄物資に貼付している用紙の例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">飲 料 水</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数量</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受入月日</td> <td style="text-align: center;">H25. 3. 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賞味期限</td> <td style="text-align: center;">H30. 1. 31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準日</td> <td style="text-align: center;">あと〇年〇ヶ月〇日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H25. 3. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 4 年と 10 ヶ月 30 日です</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H26. 4. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 3 年と 9 ヶ月 30 日です</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H27. 4. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 2 年と 9 ヶ月 30 日です</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H28. 4. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 1 年と 9 ヶ月 30 日です</td> </tr> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	飲 料 水		数量	21	受入月日	H25. 3. 1	賞味期限	H30. 1. 31	基準日	あと〇年〇ヶ月〇日	H25. 3. 1	あと 4 年と 10 ヶ月 30 日です	H26. 4. 1	あと 3 年と 9 ヶ月 30 日です	H27. 4. 1	あと 2 年と 9 ヶ月 30 日です	H28. 4. 1	あと 1 年と 9 ヶ月 30 日です
飲 料 水																				
数量	21																			
受入月日	H25. 3. 1																			
賞味期限	H30. 1. 31																			
基準日	あと〇年〇ヶ月〇日																			
H25. 3. 1	あと 4 年と 10 ヶ月 30 日です																			
H26. 4. 1	あと 3 年と 9 ヶ月 30 日です																			
H27. 4. 1	あと 2 年と 9 ヶ月 30 日です																			
H28. 4. 1	あと 1 年と 9 ヶ月 30 日です																			

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑥ 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例

No.	府省名	機関名	災害時の 浸水想定	浸水のおそれのある 保管場所の状況		その他の保管場所 の有無、階数
				階数	備蓄物資の種類	
1	法務省	徳島地方法務局	津波発生時に 1m～2m	地下1階	飲料水、毛布	有(2階、3階、6階)
2	財務省	福岡財務支局	洪水発生時に 0.5m未満	地下1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
3	財務省	横浜財務事務所	津波発生時に 0.8m～2m	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	有(12階、13階、16階)
4	財務省	広島国税局	洪水発生時に 0.5m未満	地下1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
5	財務省	徳島税務署	津波発生時に 2m～3m	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
6	厚生労働省	徳島労働局	津波発生時に 1m～2m	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	有(4階)
7	厚生労働省	三条労働基準監督署	洪水発生時に 0.5m～1m未満	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
8	厚生労働省	福山労働基準監督署	津波発生時に1m 以上2m未満	1階	食料、飲料水	無
9	厚生労働省	広島北労働基準監督署	洪水発生時に 2m～5m未満	1階	食料、飲料水	無
10	厚生労働省	鳴門労働基準監督署	津波発生時に 2m～3m未満	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
11	厚生労働省	行橋労働基準監督署	洪水発生時に 0.5m～1m	1階	飲料水	有(2階)
12	厚生労働省	横浜公共職業安定所	津波発生時に 0.8m～2m	地下1階	飲料水	有(3階)
13	国土交通省	第三管区海上保安本部	津波発生時に 0.8m～2m	地下2階	簡易トイレ、毛布	有(21階)
14	国土交通省	第六管区海上保安本部	津波発生時に 0.3m以上1m未満 高潮発生時に 0.5m未満	屋外(地上)	食料、飲料水	有(2階)
15	防衛省	南関東防衛局	津波発生時に 0.8m～2m	地下3階	食料、飲料水	有(9階、11階)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「災害時の浸水想定」欄は、各機関が所在する地方公共団体の浸水想定に基づき記載した。

3 「その他の保管場所の有無、階数」欄の無は、全ての備蓄物資を浸水のおそれのある場所に保管しているもの。

表 4-⑦ 高層庁舎において執務室等と備蓄物資の保管場所が離れている例

No.	府省名	機関名	入居階数	執務室等と離れた階に保管している 備蓄物資、その階数		想定される 最大搬送階数
				備蓄物資の種類	階数	
1	内閣府	内閣府本府	1階～14階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	地下3階	16階
2	国家公安委員会（警察庁）	警察庁本庁	地下2階、地下1階、2階、16階～21階	食料、飲料水	地下1階、地下2階	22階
3	財務省	広島国税局	1階～5階、9階、11階 <sup>(注5)</sup>	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	地下1階 <sup>(注5)</sup>	11階
4	文部科学省	文部科学省本省	4階、7階～18階（16階を除く。）	食料、飲料水、毛布	1階	17階
5	厚生労働省	厚生労働省本省	地下1階～22階	毛布	2階	20階
6	厚生労働省	北海道労働局	3階、8階、9階	簡易トイレ、毛布	地下2階	10階
7	国土交通省	四国地方整備局	3階、7階～12階 <sup>(注6)</sup>	食料、飲料水	1階 <sup>(注6)</sup>	11階
8	防衛省	防衛省本省	地下4階～19階 <sup>(注7)</sup>	食料、飲料水、簡易トイレ	屋外（地上）	18階

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「階数」欄は、執務室と離れた階数にある保管場所のうち、最も高い階数を記載した。  
 3 「想定される最大搬送階数」欄は、「階数」欄の階数から「入居階数」欄の階数のうち最も高い階数まで搬送する場合の階数を記載した。  
 4 「執務室等と離れた階に保管している備蓄物資、その階数」欄の網掛けは、当該備蓄物資の保管場所が1か所であることを表す。  
 5 広島国税局は、広島合同庁舎の1号館（1階～5階）、2号館（11階）及び4号館（9階）に入居しており、全ての備蓄物資を4号館地下1階に保管している。  
 6 四国地方整備局については、サンポート合同庁舎の管理官署としての帰宅困難者用の備蓄物資の状況であり、「入居階数」欄には、帰宅困難者の受入場所を記載した。また、同局は、災害時に当該備蓄物資を保管場所（4階）から1階に搬送し、配分作業を行った上で、各受入場所に搬送するとしているため、「階数」欄は「1階」と記載した。  
 7 防衛省本省は、敷地内に庁舎が複数あるため、「入居階数」欄は、最も高層である庁舎について記載した。

表 4-⑧ 東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、備蓄物資を地下から高層階まで階段で搬送した例

府省名	機関名	事例の概要
公正取引委員会	公正取引委員会本局	東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、地下倉庫に保管していた毛布を階段で執務室（8階～19階）に搬送し、大変な労力を要したとしている。

- (注) 当省の調査結果による。

表 4-⑨ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その体制等が明確に定められていない例

No.	府省名	機関名	事例の概要
1	内閣府	内閣府本府	<p>内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第 8 号館（以下「8 号館」という。）（いずれも所在地は東京都千代田区永田町）、大手町合同庁舎第 3 号館（所在地：東京都千代田区大手町）等、10 か所の庁舎において業務を行っている。職員のための備蓄物資は、全て 8 号館に保管されており、内閣府は、災害時には必要に応じて各庁舎に備蓄物資を搬送するとしている。</p> <p>しかし、8 号館から各庁舎までは最大で約 2.4km 離れており、また、8 号館及び隣接する内閣府本府庁舎以外の庁舎で約 1,400 人（全職員の約 6 割）が業務を行っているが、各庁舎までの具体的な搬送手段や体制は明確に定められていない。</p>
2	法務省	福岡法務局	<p>「福岡法務局業務継続計画」（平成 26 年 2 月修正）において、福岡法務局が入居している福岡法務合同庁舎（所在地：福岡市中央区）は、想定している規模の地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があることから、西新庁舎（所在地：福岡市早良区）を代替施設として定めている。</p> <p>しかし、西新庁舎に福岡法務局（本局）職員用の備蓄物資は保管されておらず、また、災害時には福岡法務合同庁舎から西新庁舎まで（約 3km）備蓄物資を搬送することが想定されるが、その手段や体制は明確に定められていない。</p>
3	厚生労働省	新潟労働局	<p>「新潟労働局防災業務・業務継続に関する実施要領」（平成 25 年 10 月改訂）において、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所（以下「署所」という。）の備蓄物資の一部を新潟労働局において管理すると定めている。このため、同局では、管内の署所のうち、5 労働基準監督署及び 9 公共職業安定所の 1 日分の備蓄物資を保管しており、災害時には、備蓄物資を同局からこれらの署所まで（最大で約 140km）搬送することが想定される。</p> <p>しかし、上記の実施要領では、災害状況等によって備蓄物資を労働局・署所間で融通し合うこととされているが、その搬送体制等は明確に定められていない。</p>
4	厚生労働省	香川労働局	<p>管内の労働基準監督署及び公共職業安定所（出張所を含む。）の備蓄物資を一括調達し、各署所に配布している。</p> <p>しかし、高松公共職業安定所（以下「高松職安」という。）における備蓄状況をみると、目標量（参集要員の 3 日分、参集要員以外の 2 日分）に対する備蓄量の割合が、高松職安では、飲料水 97.1%、食料 73.4%であるのに対し、高松職安の出張所であるしごとプラザ</p>

No.	府省名	機関名	事例の概要
			高松では、飲料水 18.2%、食料 11.4%と高松職安に比べ低くなっており、職員数に応じた備蓄状況となっていない。このため、災害時には備蓄物資を庁舎間（約 1.5km）で搬送することも想定されるが、その手段や体制は明確に定められていない。
5	国土交通省	海上保安庁	<p>中央合同庁舎第 3 号館（以下「3 号館」という。所在地：東京都千代田区霞が関）、国土交通省青海総合庁舎（以下「青海庁舎」という。所在地：東京都江東区青海）及び海上保安試験研究センター（以下「研究センター」という。所在地：立川市泉町）の 3 庁舎において業務を行っており、職員のための備蓄物資を各庁舎に分散して保管している。</p> <p>しかし、各庁舎の備蓄量をみると、青海庁舎及び研究センターでは、目標量（参集要員の 7 日分、参集要員以外の 3 日分）より多くなっているが、3 号館では、目標量の約 4 割から 5 割となっており、各庁舎の職員数に応じたものとなっていない。このため、災害時には備蓄物資を青海庁舎又は研究センターから 3 号館まで（最大約 30km）搬送することも想定されるが、その手段や体制について、海上保安庁は検討中としており、明確に定められていない。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 庁舎間の距離数は、庁舎間の直線距離である。

表 4-⑩ 賞味期限等が過ぎている備蓄物資が保管されている例

No.	府省名	機関名	賞味期限等が過ぎている 備蓄物資の状況		事例の概要
			物資の種類	賞味期限等	
1	総務省	中部管区行政評価局	簡易トイレ	平成 23 年 4 月	<p>簡易トイレについて、目標量（参集要員の 3 日分）を満たす量を備蓄しているとしており、備蓄物資の品目、数量、賞味期限等を記載した「管理状況表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、簡易トイレの一部が有効期限から約 4 年経過しており、また、有効期限が過ぎたものを除くと、簡易トイレが目標量より少ない状況がみられた。これは、管理状況表に簡易トイレの有効期限が記載されていなかったこと及び備蓄物資の定期的な点検が行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、中部管区行政評価局では、平成 27 年 4 月に業務継続計画を改正し、備蓄物資の定期点検を 1 年間に 1 回は実施することとし、同年 6 月に簡易トイレ（薬剤）を調達した。</p>
2	総務省	石川行政評価事務所	簡易トイレ	平成 24 年 3 月	<p>備蓄物資の品目、数量、賞味期限等を記載した「防災用品一覧表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、全ての簡易トイレが有効期限から約 3 年経過していた。これは、防災用品一覧表に簡易トイレの有効期限が記載されていなかったこと及び備蓄物資の有効期限の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、石川行政評価事務所では、平成 27 年 3 月に有効期限の定めのない簡易トイレを調達した。</p>
3	総務省	中国総合通信局	簡易トイレ	平成 20 年 3 月	<p>備蓄している全ての簡易トイレについて、有効期限が過ぎており、中国総合通信局では、有効期限が過ぎても使用時に健康に悪影響を及ぼすものではないため、使用可能と判断したとしている。</p> <p>しかし、簡易トイレは、有効期限が過ぎたものについては、使用する薬剤の消臭効果や殺菌作用が低下するとされ、また、当省が現地調査した時点において、有効期限から約 7 年経過しており、使用時に衛生面で支障が生じるおそれがある。</p> <p>なお、同局では、簡易トイレを更新予定。</p>

No.	府省名	機関名	賞味期限等が過ぎている 備蓄物資の状況		事例の概要
			物資の種類	賞味期限等	
4	財務省	中国財務局	簡易トイレ	平成 25 年 4 月	<p>備蓄している簡易トイレの一部について、有効期限が過ぎしており、中国財務局では、有効期限経過後、使用する薬剤の効果が徐々に低下するため、直ちに使用できなくなるものではないと判断したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、有効期限から約 2 年経過しており、使用時に衛生面で支障が生じるおそれがある。</p> <p>なお、その他の簡易トイレについては、有効期限の表示がなく、調達した時期も不明であるため、有効期限が確認できない状況となっている。</p>
5	財務省	市川税務署	飲料水	平成 26 年 11 月	<p>備蓄物資の品目、数量等を記載した「非常用備品一覧」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、賞味期限が過ぎている飲料水が保管されていた。これは、非常用備品一覧に賞味期限等が記載されていなかったこと及び備蓄物資の賞味期限等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p>
6	厚生労働省	近畿厚生局	簡易トイレ	平成 25 年 4 月	<p>備蓄している全ての簡易トイレについて、有効期限が過ぎしており、近畿厚生局では、有効期限経過後、使用する薬剤の効果が徐々に低下するため、直ちに使用できなくなるものではないと判断したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、有効期限から約 2 年経過しており、使用時に衛生面で支障が生じるおそれがある。</p>
7	農林水産省	香川森林管理事務所	食料	平成 26 年 12 月	<p>上部機関である四国森林管理局から食料及び飲料水が段ボール箱に梱包されて送付されるため、当該段ボール箱に賞味期限を記載し、保管している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、段ボール箱に記載されている賞味期限(年のみ記載)とその中身の食料の一部の賞味期限が異なっており、当該食料の賞味期限が過ぎているものがみられた。これは、備蓄物資の賞味期限等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、香川森林管理事務所は、平成 27 年 1 月に「備蓄物資の管理マニュアル」を策定し、同マニュアルにおいて、年 1 回、備蓄物資の賞味期限等を確認することとしている。また、平成 27 年 3 月に備蓄物資の賞味期限等の点検を実施し、段ボール箱に記載する賞味期限とその中にある食料の賞味期限とを一致させた。</p>

No.	府省名	機関名	賞味期限等が過ぎている 備蓄物資の状況		事例の概要
			物資の種類	賞味期限等	
8	国土交通省	四国地方整備局	食料及び飲料水	平成 26 年 3 月	<p>備蓄物資の品目、数量、賞味期限等を記載した「在庫管理表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、賞味期限から約 1 年経過している食料及び飲料水が保管されていた。これは、備蓄物資の賞味期限等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p>
9	国土交通省	九州地方整備局	食料	平成 26 年 2 月	<p>各々が執務室、資料室等で備蓄物資を保管・管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、賞味期限から約 1 年経過している食料が保管されていた。これについて、九州地方整備局では、廃棄処分が未了であったとしており、今後、速やかに廃棄するとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。



表 4-⑪ 備蓄物資の数量又は保管場所が実態と異なっている例

No.	府省名	機関名	事例の概要
1	総務省	北海道管区行政評価局	<p>備蓄物資について、管内3分室分を合わせて一括調達し、各分室に配布している。北海道管区行政評価局では、平成23年度に備蓄物資を調達し、その後、26年度に一部更新しており、目標量（参集要員の3日分）を満たしているとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、同局に備蓄されている食料及び飲料水が目標量より少ない状況がみられた。これは、平成26年度に参集要員数の変更があったものの、これに応じた備蓄物資の移動が行われていなかったものであり、備蓄物資の数量の定期的な点検が行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、分室分を合わせた備蓄量は、目標量を満たしており、平成27年4月に、管内3分室との間で備蓄物資の移動を行い、それぞれ目標量を満たしている。</p>
2	総務省	近畿管区行政評価局	<p>飲料水について、平成25年度に目標量（参集要員の3日分）を満たす量を調達したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、飲料水は全く備蓄されていなかった。これは、調達手続上の不備（発注の誤り）により調達されていなかったものであり、備蓄物資の数量等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、平成27年3月に目標量を満たす量を調達している。</p>
3	法務省	東京入国管理局	<p>備蓄物資を各階（2階から12階まで）に保管しており、各保管場所における備蓄物資の種類、数量、賞味期限等を記載した「非常食数量表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、東京入国管理局では、備蓄物資の定期的な点検を行っておらず、当省が現地調査した時点において、非常食数量表において、保管場所が「8～11階」とされている食料の一部が、別の保管場所（4階）に保管されていた。</p>
4	財務省	東京財務事務所	<p>全ての備蓄物資を1か所に保管しており、品目、数量、賞味期限等を記載した「備蓄食料品チェック表」を作成し、備蓄物資を管理している。同表には、簡易トイレは記載されておらず、東京財務事務所は、簡易トイレは備蓄していないとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、当該保管場所に簡易トイレが保管されていた。これは、備蓄物資の数量等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、当省の現地調査後、「備蓄食料品チェック表」とは別に非常用物資の一覧表があり、これに簡易トイレの数量等が記載されていることが判明した。</p>

No.	府省名	機関名	事例の概要
5	経済産業省	北海道産業 保安監督部	<p>備蓄物資について、平成 25 年度に目標量（全職員及び来訪者の 3 日分）を満たす量を調達したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、飲料水が目標量より少ない状況がみられた。これは、調達時にペットボトルの容量を一部誤って計算していたものであり、調達後の点検において、ペットボトルの本数は確認していたものの、容量までは確認していなかったことが原因と考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

